

(自動車登録番号標の表示)

第八条の二 法第十九条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であつて、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車であつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

2 法第十九条の国土交通省令で定める方法は、次のいずれにも該当するものとする。

一 自動車の車両中心線に直交する鉛直面に対する角度その他の自動車登録番号標の表示の方法に関し告示で定める基準に適合していること。

二 自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める物品以外のものが取り付けられておらず、かつ、汚れないこと。

(自動車登録番号標の廃棄等の方法)

第九条 法第二十条第一項の規定による自動車登録番号標の破壊は、自動車登録番号標を切断すること又は自動車登録番号標の表面から裏面に貫通する直径四十ミリメートル以上の穴を開けることにより行うものとする。

2 法第二十条第一項の規定による自動車登録番号標の廃棄は、運輸監理部長又は運輸支局長の指定する場所において行うものとする。
(自動車登録番号標の返納)

第十一条 自動車の所有者は、法第二十条第一項の規定により自動車登録番号標を自動車登録番号標交付代行者に返納したときは、その旨を信じさせるために足りる書面を運輸監理部長又は運輸支局长に提出しなければならない。

(自動車登録番号標の様式等)

第十二条 自動車登録番号標は、第一号様式によること。

2 前項の規定にかかわらず、宮内庁の所管に属する自動車であつて、専ら天皇、皇后又は皇太子の用に供すべきものの自動車登録番号標は、第一号様式の二による。

3 自動車登録番号標は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものであること。

二 使用に十分耐える厚さ及び硬度を有すること。

三 腐食、さび又は亀裂の生ずるおそれの少ないものであること。

四 塗装の色が変わり又はあせるおそれの少ないものであること。

五 塗膜の剥げ落ち又は亀裂の生ずるおそれの少ないものであること。

(封印の取付けの委託の申請)

第十二条 法第二十一条の三第一項の規定により封印の取付けの委託を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 事業場の名称及び所在地

三 封印の取付けを行おうとする自動車の範囲を限定して委託を受けようとする者にあつては、その自動車の範囲

四 運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の申請書のほか、現に営んでいる事業の種類及びその概要を記載した書面並びに次条に規定する要件に該当することを信じさせるに足りる書面その他必要な書面の提出を求めることができる。

(封印取付受託者の要件)

第十三条 法第二十一条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 封印の取付けを適確に遂行する能力を有すること。

二 委託を受けて封印の取付けを行うものであること。

三 封印の取付けを行おうとする自動車の範囲を法第七条第三項の規定により書面の提出をもつて提示に代えた自動車又は法第十四条第三項の規定によりその自動車登録番号を変更した自動車(令第四十条の規定による提示をした自動車を除く。)に限定して委託を受けようとする者以外の者にあつては、その事業場の所在地が運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所の所在地に近接していること。

四 次に掲げる者に該当しないこと。

イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

口 第十五条の四の規定により委託を解除され、その解除の日から二年を経過しない者ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人人がイロ又はニのいずれかに該当するもの

二 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに、いからハまでのいずれかに該当する者があるもの

（標識）

第十四条 法第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者（以下「封印取りつけ受託者」という。）が掲げる標識の様式は、第一号様式の三とする。

（封印取りつけ責任者）

第十五条 封印取りつけ受託者は、事業場ごとに、封印の取りつけ、保管及び出納に関する事項を処理させるため、封印取りつけ責任者を選任しなければならない。

2 封印取付受託者は、封印取付責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、運輸監理部長又は運輸支局長に、その旨を届け出なければならない。

（自動車登録番号及び車台番号の確認）

第十五条の二 封印取りつけ受託者は、当該自動車に取りつけられた自動車登録番号標に記載された自動車登録番号及び当該自動車の車台番号標が当該自動車検査証に記載された自動車登録番号及び車台番号と同一であることを確認した後でなければ、封印の取りつけをしてはならない。

（事業場の位置の変更等の承認）

第十五条の三 封印取付受託者は、事業場の位置を変更しようとするとき、又は封印の取付けの業務をやめようとするときは、あらかじめ、運輸監理部長又は運輸支局長の承認を受けなければならない。

（委託の解除）

第十五条の四 運輸監理部長又は運輸支局長は、封印取付受託者が次の各号の一に該当することとなつたときは、封印の取付けの委託を解除することができる。

一 第十三条各号の要件を備えなくなつたとき。

二 法又はこの省令の規定に違反したとき。

第十六条から第十九条まで 刪除

第三章 臨時運行の許可及び回送運行の許可	
第一節 臨時運行の許可	
(臨時運行の許可)	第二十条 法第三十四条第一項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可是、その運行の経路の最寄りの行政庁（運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市、特別区若しくは道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。）第四条に規定する町村の長をいう。）が行う。
(臨時運行許可申請書)	第二十一条 臨時運行の許可の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所	二 車名
三 形状	四 車台番号
五 運行の目的	六 運行の経路
七 運行の期間	(臨時運行許可証の記載事項)
(臨時運行許可証の表示)	第二十二条 法第三十五条第四項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の臨時運行許可証には、法第三十五条第五項に規定するもの外、左に掲げる事項をも記載しなければならない。
一 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所	二 車名
三 形状	四 車台番号
(臨時運行許可番号標の表示)	第二十三条 臨時運行許可証（有効期間を記載した裏面に限る。）は、自動車の運行中その前面の見やすい位置に表示しなければならない。
(臨時運行許可番号標の表示)	第二十四条 第八条の二の規定は、法第三十六条第一号（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による臨時運行許可番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「前面及び後面」とあるのは、「前面及び後面（第二十条の行政庁が、当該自動車の構造、運行の態様等を勘案して、前面に表示することにより自動車の安全性の確保に支障を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、臨時運行の許可を受けて

いることを明らかにするために必要な措置を講じていると認めるときは、後面」と、同項ただし書中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と読み替えるものとする。

(臨時運行許可証等)

第二十五条 臨時運行許可証は第二号様式、臨時運行許可番号標は第三号様式による。

2 第十一条第三項の規定は、臨時運行許可番号標について準用する。

第二節 回送運行の許可

(回送運行の許可の申請)

第二十六条 法第三十六条の二第一項（法第七十一条第二項において準用する場合を含む。）の許可（以下「回送運行の許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 氏名又は名称及び住所

3 現に営んでいる事業の種類及びその概要

4 地方運輸局長は、必要があると認めるときは、前項の申請者に対し、自動車の回送を業とすることを証する書面の提出を求めることがで

き。
（許可基準）
第二十六条の二 地方運輸局長は、回送運行の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

2 一 法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すると認められること。
二 回送運行許可証及び回送運行許可番号標を適切に管理すると認められること。
三 自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とする者であること。

(回送運行許可証の交付の申請等)
第二十六条の三 回送運行の許可を受けた者は、回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標を記載した申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

1 氏名又は名称及び住所
2 営業所の名称及び所在地
3 貸与を受けようとする回送運行許可番号標の貸与を受けようとする回送運行許可証及び回送の目的
4 交付を受けようとする回送運行許可番号標の交付を受けようとする回送運行許可証及び回送の目的

数（回送運行許可番号標にあつては、金属製のものか合成樹脂製のものかの別を含む。）のものか合成樹脂製のものかの別を含む。）と認めるときは、前項の申請者に対し、前項第一号の数の回送運行許可証及び回送運行許可番号標を必要とすることを証する書面の提出を求めることができる。

(回送運行許可証の記載事項)

第二十六条の四 回送運行許可証には、法第三十六条の二第六項に規定する事項のほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項をも記載しなければならない。（回送運行許可証の表示等）

第二十六条の五 第八条の二の規定は法第三十六条の二第一項第一号（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による回送運行許可番号標の表示の位置及び方法について、第二十三条の規定は回送運行許可証の表示について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「前面及び後面」とあるのは「前面及び後面」（運輸監理部長又は運輸支局長が、回送運行の許可を受けていることを明らかにするために必要な措置を講じていると認めるときは、前面又は前面及び後面）と、同項ただし書中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と、「前面」とあるのは「この項本文の規定により後面に表示しない場合を除き、前面」と読み替えるものとする。

(回送運行許可証等)

第二十六条の六 回送運行許可証は第四号様式、回送運行許可番号標は第五号様式による。

2 一 回送運行許可番号標は、次の各号に適合するものでなければならない。

2 一 金属製のもの又は合成樹脂製のものであること。
二 使用に十分耐える厚さを有するものであること。
三 金属製のものにあつては、使用に十分耐えられる硬度を有するものであること。

3 一 塗装の色が変わり又はあせるおそれの少ないものであること。
二 腐食、さび又は亀裂の生ずるおそれの少ないものであること。

4 一 塗膜の剥げ落ち又は亀裂の生ずるおそれの少ないものであること。

5 一 乗車定員十人以上の自動車（次号に掲げる自動車を除く。）一両

2 一 乗車定員十一人以上で車両総重量八トン以上の自家用自動車及び乗車定員十人以下の自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第八十条第一項の許可に係るもの）を除く。）二両

3 一 乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の自家用自動車及び乗車定員十人以下の自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第八十条第一項の許可に係るもの）を除く。）二両

4 一 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車及び乗車定員十人以下で車両総重量八トン未満の自家用自動車であつて、第二号の許可に係るもの十両

2 一 打刻様式のものか合成樹脂製のものかの別を含む。）と認めるときは、前項の申請者に対し、前項第一号の数の回送運行許可証及び回送運行許可番号標を必要とする書類を添付しとに行わなければならない。
2 一 國土交通大臣は、必要があると認めるときは、前項の届出をする者に対し、自動車、自動車の車台又は原動機の製作を業とすることを証する書面の提出を求めることができる。

(打刻の届出)

第二十七条 法第二十九条第二項の届出は、第六号様式により自動車の車台又は原動機の型式ごとに用いなければならない。

2 一 國土交通大臣は、必要があると認めるときは、前項の条件の付与の申請に係る装置が第四項の基準に適合するものであることを証する書類

2 一 自動運行装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲

2 一 前項の条件の付与の申請に係る装置が第四項の基準に適合するものであることを証する書類

2 一 申請求者の氏名又は名称及び住所

2 一 条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式

2 一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 一 前項の条件の付与の申請に係る装置が第四項の基準に適合するものであることを証する書類

2 一 申請求者の氏名又は名称及び住所

2 一 申請求者の氏名又は名称及び住所

2 一 条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式

2 一 自動運行装置が使用される場所、気象及び交通の状況その他の状況

2 一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 一 前項の条件の付与の申請に係る装置が第四項の基準に適合するものであることを証する書類

(整備管理者の資格)

第三十一条の四 法第五十条第一項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国

(整備管理者の選任届)
第三十三条 法第五十五条の規定による届出書に記載しなければならない事項を記載する。

<p>二輪の軽自動車</p> <p>カタピラ及びそりを有する軽自動車</p> <p>三 被牽引自動車である軽自動車（第一号に掲げる軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）</p>	<p>二輪の軽自動車</p> <p>カタピラ及びそりを有する軽自動車</p> <p>三 被牽引自動車である軽自動車（第一号に掲げる軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）</p>
<p>自動車検査証の記載事項</p>	<p>自動車検査証の記載事項</p>

第三十五条の三 法第五十一条第二項前段は規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 自動車登録番号（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号。以下同）

二 車両識別符号（当該自動車を識別するため
輪の小型自動車においては車両番号及び
第四十九条の二第一項第一号イを除き同じ。）

車両試験場（当時は自動車試験場）に、国土交通大臣（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、逓自動車検査協会）が

三、自動車検査証の交付年月日
付与するものをいう。)

普通自動車、小型自動車、検査対象軽自動車名及び型式

車又は大型特殊自動車の別

八七六
車体の形状
原動機の型式

十九 原動機の種類

十一　自家用又は事業用の別

十三 牽引自動車にあつては、牽引重量（原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能を基準

機の性能、車の重量、真正的の車重、機能、走行抵抗係数等を考慮して、当該牽引自動車が最大限牽引することができるものとして算出された重量を「う」。

又は第五輪荷重（セミトレーラ（前車軸を有しない）（前車軸を有する））引自動車であつて、その一部が牽引する

引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自

動車によつて支えられる構造のものをいう。牽引する目的とする牽引自動車。

の連結装置に垂直に負荷することができる最大荷重を)¹⁾

十四 被牽引自動車（次のイ及びロに掲げるものを除く。）にあつては、その旨

イ 次条第二項の規定により自動車検査証に当該被牽引自動車と同様車名及び型式を記

口
録した牽引自動車によつて牽引されるもの
次条第三項の規定により自動車検査証に

牽引することができるキャンピングトレーラ等（車両総重量一、〇〇〇キログラム未

(整備管理者の選任届)

第三十三条 法第五十二条の規定による届出書に記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別

三 整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置

四 第三十一条の三各号に掲げる自動車の数

五 整備管理者の氏名及び生年月日

六 第三十一条の四各号のうち前号の者が該当するもの

七 整備管理者の兼職の有無（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）

八 前項の届出書には、同項第五号の者が同項第六号に掲げる者に該当すること及び法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年（第三十一条の三第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年）を経過しない者でないことを信じさせるに足る書面を添付しなければならない。（整備命令標章）

第三十四条 整備命令標章は、自動車の前面ガラスに前方から見やすいようにはり付けるものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあつては、自動車の前面に見やすいようにはり付けるものとする。

法第五十四条の二第一項の規定による命令を受けた自動車の使用者は、同条第五項の規定により命令を取り消されたときは、遅滞なく、当該命令に係る整備命令標章を取り除かなければならない。

3 整備命令標章の様式は、第七号様式の二とする。（整備命令の取消し）

第三十四条の二 運輸監理部長又は運輸支局長は、法第五十四条の一第一項の規定により必要な整備を行うべきことを命じた自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。若しくは自動車の用途を廃止したとき又は当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたときは、当該命令を取り消すことができる。

第三十五条 削除

第三十五条の二 法第五十八条第一項の国土交通省令で定める軽自動車は、次の各号に掲げる軽自動車とする。

（自動車検査証の記載事項）

第一二輪の軽自動車

第二力ターピラ及びそりを有する軽自動車

第三被牽引自動車である軽自動車（第一号に掲げる軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）

第三十五条の三 法第五十八条第二項前段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 自動車登録番号（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、車両番号。以下同様。）

二 車両識別符号（当該自動車を識別するための、国土交通大臣（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）が付与するものをいう。）

三 自動車検査証の交付年月日

四 車名及び型式

五 普通自動車、小型自動車、検査対象軽自動車又は大型特殊自動車の別、長さ、幅及び高さ

六 車体の形状

七 原動機の型式

八 燃料の種類

九 原動機の総排気量又は定格出力

十 自家用又は事業用の別

十一 用途

十二 牽引自動車にあつては、牽引重量（原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引することができるものとして算出された重量をいう。）又は第五輪荷重（セミトレーラ（前車軸を有しない）被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものをいう。）を牽引することを目的とする牽引自動車の連結装置に垂直に負荷することができる最大荷重をいう。）

十四 被牽引自動車（次のイ及びロに掲げるものを除く。）にあつては、その旨

イ 次条第一項の規定により自動車検査証を記載した場合

録した牽引自動車によつて牽引されるもの
口 次条第三項の規定により自動車検査証に
牽引することができるキャンピングトレーラ等（車両総重量二、〇〇〇キログラム未

満の被牽引自動車であつて、セミトレーラーに該当しないものをいう。同項及び第四条の二第十号の二において同じ。)の両総重量(原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能並びに牽引自動車及び当該牽引自動車によつて牽引されるキャンピングトレーラー等の制動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引することができるもとして算出されたキャンピングトレーラーの車両総重量をいう。以下この条、次条三項及び第四十三条の二第十号において「牽引可能なキャンピングトレーラー等の車両総重量」という。)を記録した牽引自動車(当該牽引可能なキャンピングトレーラー等の車両総重量が当該被牽引自動車の車両重量以上のものに限る。)によつて牽引されるるもの。

十五 法第四十三条第一項の規定により制限附加した自動車にあつては、その内容

十六 乗車定員又は最大積載量

十七 車両重量及び車両総重量

十八 空車状態における軸重

十九 初度登録年月(検査対象軽自動車及び輪の小型自動車にあつては、初度検査年月)

二十 法第五十四条第一項後段又は法第五十四条の二第一項後段の規定により使用の方又は経路の制限その他の保安上又は公害防除のべきことを命じた自動車にあつては、この旨

二十一 法第五十四条第一項後段又は法第五十四条の二第一項前段又は法第五十条の二第一項前段の規定により必要な整備を行うべきことを命じた自動車にあつては、その他の環境保全上必要な指示をした自動車にあつては、その旨

二十二 次に掲げる自動車にあつては、それれ次に定める事項

イ 道路運送車両の保安基準第五十五条の四定により基準の緩和をした自動車そのの口ロ 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。)第

条第八項の規定により内閣総理大臣の認を受けた技術実証区域計画(特区法第二五条の二第一項に規定する技術実証区域計画をいう。次条第二項第七号ロ及び第五

定する特殊仕様自動車運行をいう。次条第一項第七号ロ及び第五十二条第二項第一号において同じ。)を含むものに限る。)に使用される特殊仕様自動車(特区法第二十五条の二第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車をいう。次条第一項第七号ロにおいて同じ。)の旨

二十三 タンク自動車(爆発性液体、高压ガスその他物品を運送するため、車台にタンク又はガス容器を固定した自動車をいう。以下同じ。)であつて爆発性液体又は高压ガスを運送するものにあつては、積載物品名

二十四 道路運送車両の保安基準第一条の三の破壊試験を行つていい装置を備える自動車にあつては、その旨

二十五 道路運送車両の保安基準第四十九条の二の規定により灯火を備える自動車にあつては、その旨

二十六 道路運送車両の保安基準第四十九条の三の規定により青色防犯灯を備える自動車にあつては、その旨

二十七 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が七トン以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量

二十八 道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車であつて、貸渡人が当該自家用自動車の使用の状況を情報通信技術の活用により把握した上で特定の利用者に対して貸し渡すもののうち、当該自家用自動車の使用的本拠以外の貸渡人の事務所(道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第五十二条第一項第二号の貸渡人の事務所をいう。)において貸し渡すものにあつては、その旨

二十九 長さ一・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。)において運行しないもの(第二十二号イ又はロに掲げる自動車を除く。)にあつては、その旨

次条第二項の規定により自動車検査証に牽引することができる被牽引自動車(前車軸の取付

け及び取り外しができる被牽引自動車であつて、前車軸を取り外した場合にのみその一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものを除く。同項において同じ。の車名及び型式を記録した牽引自動車にあつては、前項各号に掲げるもののほか、自動車検査証にその旨を記載することができる。

次条第三項の規定により自動車検査証に牽引可能なキヤンピングトレーラ等の車両総重量を記録したキヤンピングトレーラ等を牽引する自動車にあつては、第一項各号に掲げるもののほか、自動車検査証にその旨を記載することができる。

(自動車検査証の記録事項)

第三十五条の四 法第五十八条第一項後段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 自動車検査証の有効期間の満了する日

二 使用者の住所

三 所有者の氏名又は名称及び住所(当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有していない場合に限る。)

四 使用の本拠の位置

五 被牽引自動車(前条第一項第十四号のイ及びロに掲げるものを除く。)にあつては、牽引自動車の車名及び型式

六 法第五十四条第一項後段又は法第五十四条の二第一項後段の規定により使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他環境保全上必要な指示をした自動車については、その内容

七 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項

イ 道路運送車両の保安基準第五十五条の規定により基準の緩和をした自動車 当該基準の緩和の内容

ロ 特区法第八条第八項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた技術実証区域計画に従つて行われる技術実証に使用される特殊仕様自動車 特区法第二十五条の二第二項第三号イ(1)、(4)及び(5)に掲げる事項

牽引自動車にあつては、前項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引することができる被牽引自動車の車名及び型式を記録することができる。

第三十五条の四 法第五十

け及び取り外しができる被牽引自動車であつて、前車軸を取り外した場合にのみその一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものを除く。^{(同項)において同じ。}の車名及び型式を記録した牽引自動車にあつては、前項各号に掲げるもののほか、自動車検査証にその旨を記載することができる。

次条第三項の規定により自動車検査証に牽引^{する}可能なヤンピングトレーラ等の車両総重量を記録したヤンピングトレーラ等を牽引する自動車にあつては、第一項各号に掲げるもののほか、自動車検査証にその旨を記載することがで

3 キヤンピングトレーラ等を牽引する自動車に
あつては、第一項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引可能なキヤンピングトレーラ等の車両総重量を記録することができる。
(自動車検査証の利用)

3 キヤンピングトレーラ等を牽引する自動車に
あつては、第一項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引可能なキヤンピングトレーラ等の車両総重量を記録することができる。
(自動車検査証の利用)

第三十五条の五 法第五十八条第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。
一 道路運送車両に係る関係者の利便性の向上に資するものとして国土交通大臣が定める事務を処理する行政機関、地方公共団体、独立行政法人、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)別表第一に掲げる法人又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)
二 道路運送車両に係る関係者の利便性の向上に資するものとして国土交通大臣が定める事務を処理する民間事業者(当該事務及び自動車検査証記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する者に限る。)
前項各号に掲げる者が、法第五十八条第三項に該当する場合を除き、当該自動車の使用者の住所を証するに足りる書面を提出しなければならない。

第三十六条 新規検査を申請する者は、次の各号に該当する場合を除き、当該自動車の使用者の住所を証するに足りる書面を提出しなければならない。
一 当該自動車が国若しくは地方公共団体の使用する自動車又は自動車運送事業の用に供する自動車であるとき。
二 当該自動車(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。)の所有者と使用者が同一であるとき。
一 自動車運送事業の用に供する自動車に係る新規検査の申請書を提出する場合には、次の各号のいずれかに掲げる書面を提示しなければならない。
一 当該新規検査に係る事業用自動車の使用が、自動車運送事業の経営の開始に伴つて必

貿 貨

要となる場合にあつては、道路運送法による一般旅客自動車運送事業若しくは特定旅客自動車運送事業の許可を受けたことを証する書面、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けたことを証する書面又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）による第二種貨物利用運送事業の許可を受けたことを証する書面及びこれらに係る事業計画（第二種貨物利用運送事業の場合にあつては、集配事業計画。以下この条において同じ。）を記載した書面

必要とな
る自動車

〔該新規検査に係る事業用自動車の使用
自動車運送事業の事業計画の変更に伴つ
る場合にあつては、道路運送法による
旅客自動車運送事業若しくは特定旅客自
由車運送事業の許可を受けたことを証する書
類（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第
二三号）による一般貨物自動車運送事業若
しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受け
たことを証する書面又は貨物利用運送事業法
（平成元年法律第八十二号）による第二種貨
物利用運送事業の許可を受けたことを証する
書類及びこれらに係る事業計画（第二種貨物
利用運送事業の場合にあつては、集配事業計
画以下この条において同じ。）を記載した

車送事業

あつて
法又は化

る事業用自動車の使用の事業計画の変更に伴つては、道路運送法による事業若しくは特定旅客を受けたことを証する書事業法(平成元年法律第十二号)による第二種貨物自動車運送事業若しくは特定旅客を受けたことを証する事業計画(第二種貨物にあつては、集配事業計いて同じ。)を記載した

は、道路
、物利用

路運送法による
くは特定旅客自
ことを証する書
平成元年法律第
動車運送事業若
業の許可を受け
利用運送事業法
による第二種貨
たことを証する
画（第二種貨物
は、集配事業計
し。）を記載した

連送法、

法による
是旅客自
此する書
法律第
送事業若
を受け
送事業法
不二種貨
を証する
三種貨物
記事業計
載した

炭素等発散防止装置を備えた自動車（型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）及び国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車が道路運送車両の保安基準第三十一号第二項の基準（同令第五十一条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

次の各号に掲げる自動車について新規検査を申請する場合には、第一号に定める書面にあつては、前二項に規定する書面とし、第二号及び第三号に定める書面にあつては第六項に規定する書面とすることができます。

一 型式指定自動車 法第七十五条第四項の規定による完成検査終了証

二 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 第六十二条の五の規定による排出ガス検査終了証

三 外国において本邦に輸出される自動車を作成することを業とする者が製作した自動車（前二号に掲げるものを除く。）であつて当該自動車の製作者がその構造及び性能を記載した書面を提示するもの（国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録試験機関」という。）が行う試験（以下「登録試験」という。）又は登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が表示で定める外国の機関が行う試験の結果を記載した書面）

法第五十九条において準用する法第七条第四項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが新規検査の申請書に記載されたときは、国土交通大臣（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、登録情報処理機関に対し、完成検査終了証に記載すべき事項について、電磁的方法により照会するものとする。

新規検査を申請する者は、第六十二条の五第二項の規定により排出ガス検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、新規検査の申請書にその旨を記載することをもつて排出ガス検査終了証の提出に代えることができる。

基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

第一項 第四項から第七項まで、第十一項及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。
(登録)

第三十六条の二 前条第七項第三号の登録は、登録試験を行おうとする者の申請により行う。
前条第七項第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人につては、その代表者の氏名
二 登録を受けようとする者が登録試験に係る業務(以下「登録試験業務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
三 別表第二の二の上欄に掲げる試験のうち、登録を受けようとする者が行おうとするものには、次に掲げる事項を記載した書類
四 登録を受けようとする者が登録試験業務を開始する日
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 試験に用いる別表第二の二の下欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類

四 試験を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五 試験を行う者が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、次条第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類
(登録の要件等)

第三十六条の三 國土交通大臣は、前条の規定による登録の申請をした者(以下この項及び次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第二の二の上欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる施設及び

設備を用いて登録試験を行うものであること。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識

経験を有する者が登録試験を行い、その人数

が五名以上であること。

イ 自動車若しくは自動車の部品の製造、改

造若しくは整備に関する研究、設計又は検

査について、別表第二の三の上欄に掲げる

学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に

掲げる年数以上の実務の経験を有する者

ロ 自動車若しくは自動車の部品の製造、改

造若しくは整備に関する研究、設計又は検

査について、六年以上の実務の経験を有す

る者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経

験を有する者

ハ 登録申請者が、自動車又は自動車の部品の

製造、改修、整備、輸入又は販売の事業を営

む者（以下「自動車関連事業者」という。）

に支配されているものとして次のいずれかに

該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつ

ては、自動車関連事業者がその親法人（会

社法（平成十七年法律第八十六号）第八百

七十九条第一項に規定する親法人をいう。）

であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第

五百七十五条第一項に規定する持分会社を

いわゆる自動車関連事業者の役員又は職員

に占める自動車関連事業者の役員又は職員

過去二年間に当該自動車関連事業者の役

員又は職員であつた者を含む。）の割合が

二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表

権を有する役員）が自動車関連事業者の役

員又は職員（過去二年間に当該自動車関連

事業者の役員又は職員であつた者を含む。）

であること。

国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号の

いずれかに該当するときは、第三十六条第七項

第三号の登録をしてはならない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上

の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執

行を受けることがなくなつた日から二年を経

過しない者

二 第三十六条の十三の規定により第三十六条第七項第三号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

2

国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号の

いずれかに該当するときは、第三十六条第七項

第三号の登録をしてはならない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上

の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執

行を受けることがなくなつた日から二年を経

過しない者

二 第三十六条の十三の規定により第三十六条

第七項第三号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録試験業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある

うちの前二号のいずれかに該当する者がある

施の方針に関する事項

二 登録試験の合否判定の方法に関する事項

三 第三十六条第七項第三号の登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録試験機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が登録試験業務を行う事務所の名称及び所在地

四 別表第二の二の上欄に掲げる試験のうち、

登録試験機関が行おうとするもの

五 登録を受けた者が登録試験業務を開始する日

六 登録試験業務に関する秘密の保持に関する事項

七 不正に登録試験を受けた者に対する処分に関する事項

八 その他登録試験業務の実施に関し必要な事項

九 登録試験業務の休廃止

（登録試験の義務）

第三十六条の四 第三十六条第七項第三号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録試験の義務）

第三十六条の五 登録試験機関は、登録試験を行ふことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録試験を行わなければならぬ。

二 登録試験機関は、公正に、かつ、第三十六条の三第一項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により登録試験を行わなければならぬ。

（登録試験の届出）

第三十六条の六 登録試験機関は、第三十六条の三第三項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

二 登録試験機関は、第三十六条の三第一項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により登録試験を行わなければならぬ。

（登録試験機関）

第三十六条の七 登録試験機関は、登録試験業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録試験業務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に提出し、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しなうとするときも、同様とする。

一 登録試験の申請に関する事項

二 登録試験の手数料の額及び収納の方法に関する事項

三 登録試験の日程、場所その他登録試験の実施の方針に関する事項

四 登録試験の合否判定の方法に関する事項

五 登録試験の結果を記載した書面の交付及び再交付に関する事項

六 登録試験業務に関する秘密の保持に関する事項

七 不正に登録試験を受けた者に対する処分に関する事項

八 その他登録試験業務の実施に関し必要な事項

九 登録試験業務の休廃止

（登録試験業務の休廃止）

第三十六条の八 登録試験機関は、登録試験業務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録試験機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録試験業務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

三 登録試験業務を休止又は廃止しようとする期間

（登録試験業務の休廃止）

第三十六条の九 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされており場合における当該電磁的記録を含む。）

一 磁気ディスクその他これに準ずる方法によつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の

機関が定めるものとする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第三十六条の十 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

一 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

一 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルにより一定の情報を確実に記録しておくことがでべき物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法

二 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（登録試験業務の備付け及び閲覧等）

第三十六条の十一 国土交通大臣は、登録試験機関が第三十六条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改善命令）

（改善命令）

第三十六条の十二 國土交通大臣は、登録試験機関が第三十六条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定による登録試験業務を行つべきこととは登録試験機関の業務の方法の改善に関する事項を定めたものとし、国土交通大臣に提出するとともに、五年間

一 財務諸表等が書面をもつて作成されている

請求をすることができる。ただし、第二号

又は第四号の請求をするには、登録試験機関

に備えて置かなければならぬ。

（登録の取消し等）

第三十六条の十三 國土交通大臣は、登録試験機

関が次の各号のいずれかに該当するときは、第

三十六項第七項第三号の登録を取り消し、又は

協会)は、検査対象軽自動車について自動車検査証の変更記録の申請があつた場合において、車両番号が滅失し、毀損し、その識別が困難となり、法第七十六条の規定に基づき国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又は車両番号の変更の申請があつたときは、車両番号を変更することができる。

6 運輸監理部長又は運輸支局長(法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)は、前二項の規定により車両番号を変更したときは、その変更について、自動車検査証に変更記録しなければならない。

7 前三項の規定は、一輪の小型自動車について準用する。この場合において、第四項中「第三十六条の十七」とあるのは、「第三十六条の十八」と読み替えるものとする。

8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。

一 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第十三条第一項に規定する指定自動車にあつては、使用的本拠の位置(同法第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域外から同項に規定する窒素酸化物対策地域内への変更(変更後の使用的本拠の位置が自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成十三年政令第四百六号)による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成四年政令第三百六十五号)第一条の特定地域であった地域(以下この号において「旧特定地域」という。)である場合には、旧特定地域外から旧特定地域内への変更)に限る。)

二 自動車の長さ、幅又は高さ

三 車体の形状

四 原動機の型式

五 燃料の種類

六 自家用又は事業用の別

七 用途

八 被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名又は型式

九 乗車定員又は最大積載量

十 牽引自動車にあつては、被牽引自動車の車名又は型式

十一 第三十五条の三第一項第二十九号に掲げる事項

9 第三十六条第十四項の規定は、構造等変更検査の申請について準用する。

10 第一項において準用する第三十六条第一項、第三項及び前項において準用する第三十六条第一項、第十四項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

11 第三項及び前項において準用する第三十六条第一項、第三十九条(継続検査、臨時検査又は構造等変更検査を受けようとする者は、法第六十二条第三項、法第六十三条第三項又は法第六十七条第四項において準用する法第五十九条第三項の点検及び整備に関する記録の提示として、当該自動車に係る点検整備記録簿を提示しなければならない。(限定自動車検査証等の返納)

12 第三十九条の二(限定自動車検査証の交付を受けている自動車の使用者(予備検査の結果交付を受けた自動車にあつては、所有者)又は第四十条第一項の自動車検査証保管證明書の交付を受けている自動車の使用者は、当該自動車について法第六十九条第一項各号に掲げる事由があつたときは、当該限定自動車検査証又は当該自動車検査証保管證明書を返納しなければならない。

(自動車検査証保管證明書の交付等)

13 第四十一条 法第六十九条第二項の規定により自動車検査証の返納があつたときは、当該自動車の使用者に第九号様式による自動車検査証と引き換えに自動車検査証保管證明書を返納しなければならない。

(解体等に係る届出を必要としない自動車)

14 第四十条の二 法第六十九条の二第一項の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 車両番号の指定を受けたことがない検査対象軽自動車

二 被牽引自動車である検査対象軽自動車

三 二輪の小型自動車

(使用済自動車の解体に係る届出にあつては、車とする。)

15 第四十条の三 法第六十九条の二第一項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項(使用済自動車の解体に係る届出にあつては、車とする。)

16 第四十条の四 法第六十九条の二第二項において準用する法第十五条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 車台番号

二 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第八十一条第九項又は第十項の規定による移動報告の番号(第六十七条の二第一項第二号において「移動報告番号」という。)

17 第四十条の五 法第六十九条の二第三項本文の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 車両番号の指定を受けたことがない検査対象軽自動車

18 第四十条の六 法第六十九条の二第三項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項(使用済自動車の解体に係る届出にあつては、車とする。)

一 車両番号(自動車検査証が返納された自動車に係る届出にあつては、自動車検査証が返納された際の車両番号)

二 車台番号

三 届出の原因及びその日付

四 届出の年月日

五 届出の年月日

六 車両番号(自動車検査証が返納された自動車に係る届出にあつては、自動車検査証が返納された際の車両番号)

七 車両番号

八 届出の年月日

九 届出の年月日

10 第四十条の七 法第六十九条の二第三項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 車両番号(自動車検査証が返納された自動車に係る届出にあつては、自動車検査証が返納された際の車両番号)

二 輸出に係る届出

三 届出の氏名又は名称及び住所

四 届出の氏名又は名称及び住所

五 届出の氏名又は名称及び住所

六 輸出に係る届出

七 車両番号

八 届出の年月日

九 届出の年月日

11 第四十条の八 法第六十九条の二第三項の規定により届出をさせることの必要な自動車(本邦に再輸入することが見込まれる自動車)の輸出に係る届出をさせる必要性に乏しいものとして国土交通省令で定める自動車は、検査対象軽自動車のうち本邦と外国との間を往来する自動車であつて、次に掲げるものとする。

一 貨物の運送の用に供するもの

二 本邦と外国との間を往来する者の乗用に供するもの

(本邦に再輸入することが見込まれる自動車の届出) 第四十一条の九 法第六十九条の二第三項ただし書の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 車両番号

二 車台番号

三 使用の本拠の位置

四 届出者の氏名又は名称及び住所

五 届出の年月日

2 前項の届出を行う場合には、自動車検査証及び前条に規定する自動車であることを証するに足りる書面を提示しなければならない。(軽自動車検査ファイル及び二輪自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置)

第四十条の十 法第六十九条の三において準用する法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、一年とする。

2 法第六十九条の三において準用する法第十八条第二項の国土交通省令で定める場合は、法第六十九条の三において準用する法第十八条第三項の規定により所有者の変更について軽自動車検査ファイルに記録がなされた場合又は二輪の小型自動車について所有者の変更があつた場合とする。

3 法第六十九条の三において準用する法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、三年とする。

(自動車検査証の返納後の所有者の変更に係る規定) 第四十一条の十一 施行令第八条第六項において準用する令第四十八条第一項の国土交通省令で定める書面(新所有者が国又は地方公共団体であるときは、第二号に掲げる書面を除く)は、次に掲げる書面とする。当該自動車の所有権を証明するに足る書面(検査標章の再交付)

第五十二条 第一項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 車両番号

二 車台番号

三 使用の本拠の位置

四 届出者の氏名又は名称及び住所

五 届出の年月日

2 前項の届出を行う場合には、自動車検査証及び前条に規定する自動車であることを証するに足りる書面を提示しなければならない。(軽自動車検査ファイル及び二輪自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置)

第四十条の十 法第六十九条の三において準用する法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、一年とする。

2 法第六十九条の三において準用する法第十八条第二項の国土交通省令で定める場合は、法第六十九条の三において準用する法第十八条第三項の規定により所有者の変更について軽自動車検査ファイルに記録がなされた場合又は二輪の小型自動車について所有者の変更があつた場合とする。

3 法第六十九条の三において準用する法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、三年とする。

(自動車検査証の返納後の所有者の変更に係る規定) 第四十一条の十一 施行令第八条第六項において準用する令第四十八条第一項の国土交通省令で定める書面(新所有者が国又は地方公共団体であるときは、第二号に掲げる書面を除く)は、次に掲げる書面とする。当該自動車の所有権を証明するに足る書面(検査標章の再交付)

検査証又は限定自動車検査証を提示しなければならない。

2 検査標章の再交付を受けることができる場合は、検査標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつた場合のほか、次の各号に掲げる場合とする。

一 検査標章をはりつけた前面ガラスを使用することができなくなつた場合

二 検査標章をはりつけた自動車登録番号標又は車両番号標を表示することができなくなつた場合(当該自動車を引き続き運行の用に供する場合に限る)

三 その他再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合

(臨時検査合格標章の再交付)

2 前項の規定は、臨時検査合格標章の再交付について準用する。

(予備検査)

第四十二条 第三十六条第三項、第四項(自動車検査証返納証明書に係る部分に限る)、第五項から第七項まで及び第九項から第十四項までの規定は、予備検査の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「あわせて提出する」とあるのは、「提示する」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第三十六条第五項から第七項まで、第十一項及び第十四項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

4 前項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、予備検査の申請書にその旨を記載することをもつて完成検査終了証の提出に代えることができる。

5 前項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが予備検査の申請書に記載されたときは、国土交通大臣(当該申請が検査対象軽自動車の予備検査に係るものであるときは、軽自動車検査協会)は、登録情報処理機関に対し、完成検査終了証に記載すべき事項について、電磁的方法により照会するものとする。

6 タンク自動車に係る積載物品名

7 前項の略号は、国土交通大臣が定めて告示するものとする。

(検査記録等事項の表示)

2 前項の規定は、検査記録等事項の表示について準用する。

(検査記録等事項の表示)

2 前項の規定は、規則第四条の規定は、検査記録等事項の表示について準用する。

(検査記録等事項の表示)

2 前項の規定は、法第六十九条の一第五項において準用する法第十一条第四項の規定による読み替えて準用する同条第二項及び第三項の規定は、国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十九条の一第五項において準用する法第十一条の二第三項後段の確認をした年月日

二 法第六十九条の一第六項の返納を受けた年月日

三 法第六十九条の三において準用する法第十一条第三項の変更の年月日並びに新所有者の氏名又は名称及び住所

第三十六条第一項、第二項及び第四十三条第一項の規定は、法第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合について準用する。

(構造等に関する事項)

2 車又は大型特殊自動車の別

三 長さ、幅及び高さ

四 車体の形状

五 原動機の型式

六 燃料の種類

七 原動機の総排気量又は定格出力

八 人の運送の用に供する自動車であつて乗車員一人以上とのものにあつては、自家用又は事業用

九 用途

十 牽引自動車にあつては、牽引重量又は第五輪荷重並びに被牽引自動車の車名及び型式並びに牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量

十一 被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名及び型式

十二 乗車定員又は最大積載量

十三 車両重量及び車両総重量

十四 空車状態における軸重

十五 タンク自動車であつて爆発性液体又は高圧ガスを運送するものにあつては、積載物品名

十六 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が七トン以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量

(軽自動車検査ファイルに記録する事項)

2 前項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通大臣(当該申請が検査対象軽自動車の予備検査に係るものであるときは、軽自動車検査協会)は、登録情報処理機関に対し、完成検査終了証に記載すべき事項について、電磁的方法により照会するものとする。

3 前項の規定は、法第六十九条の一第五項において準用する法第十一条第四項の規定による読み替えて準用する同条第二項及び第三項の規定は、国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十九条の一第五項において準用する法第十一条の二第三項後段の確認をした年月日

二 法第六十九条の一第六項の返納を受けた年月日

三 法第六十九条の三において準用する法第十一条第三項の変更の年月日並びに新所有者の氏名又は名称及び住所

(二輪自動車検査ファイルに記録する事項)

項の規定は、法第七十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第二項及び第三項の規定は、国土交通省令で定める事項は、法第六十九条の三において準用する法第十八条第三項の変更の年月日並びに新所有者の氏名又は名称及び住所とする。

(検査記録等事項の略号化)

2 自動車登録ファイル、軽自動車検査ファイル及び二輪自動車検査ファイルの検査記録事項並びに第四十三条の三及び第四十三条の四に規定する事項(以下「検査記録等事項」という)のうち次に掲げるものは、略号にして記録するものとする。

一 使用者及び所有者の住所並びに使用の本拠の位置(これらを表示する行政区画又は土地の名称に限る)

2 その型式について法第七十五条第一項の指定を受けた自動車に係る車名及び型式、長さ、幅及び高さ、車体の形状、原動機の型式、燃料の種類、原動機の総排気量又は定格出力、乗車定員又は最大積載量、車両重量並びに空車状態における軸重

3 前号に規定する自動車以外の自動車に係る車名及び車体の形状

4 国土交通大臣が指定した者に係る氏名又は名前及び住所

5 道路運送車両の保安基準第五十五条第一項の規定により基準の緩和をした自動車に係るその内容であつて、国土交通大臣の定めるもの

6 タンク自動車に係る積載物品名

7 前項の略号は、国土交通大臣が定めて告示するものとする。

(検査記録等事項の表示)

2 前項の規定は、規則第四条の規定は、検査記録等事項の表示について準用する。

(検査記録等事項の表示)

2 前項の規定は、法第六十九条の一第五項において準用する法第十一条第四項の規定による読み替えて準用する同条第二項及び第三項の規定は、国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十九条の一第五項において準用する法第十一条の二第三項後段の確認をした年月日

二 法第六十九条の一第六項の返納を受けた年月日

三 法第六十九条の三において準用する法第十一条第三項の変更の年月日並びに新所有者の氏名又は名称及び住所

ときは、あらかじめ、運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）に届け出なければならぬ。特定変更記録事務の委託を解除（委託の解除）

第四十九条の二十九

運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、特定変更記録事務代行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、特定変更記録事務の委託を解除することができる。

一 第四十九条の二十一各号の要件を備えなくなつたとき。

二 法又はこの省令の規定に違反したとき。

第二節 改善措置の勧告等

（改善措置の勧告の対象とならない自動車及び特定後付装置）

第五十条 法第六十三条の二第一項の国土交通省令で定める自動車は、自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて、外国において本邦に輸出される自動車を作ることを業とする者が自ら輸入した自動車を業とするものとする。

2 法第六十三条の二第二項の国土交通省令で定める特定後付装置は、自動車の装置を輸入することを業とする者が輸入した特定後付装置であることを業とする者が当該契約を締結している者が該契約に基づいて輸入した自動車（外国において本邦に輸出される自動車を作ることを業とする者が自ら輸入した自動車を含む）。以外のものとする。

第五十一条 法第六十三条の三第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を自動車の使用者及び自動車特定整備事業者及び特定後付装置の販売業者に周知させるための措置とする。

2 法第六十三条の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を特定後付装置の使用者、自動車特定整備事業者及び特定後付装置の販売業者に周知させるための措置とする。

（実施状況の報告）

法第六十三条の三第四項に規定する装置製作者等の報告は、改善措置の届出の日から三年間、三月ごとに行うものとする。ただし、国土交通大臣は、特定後付装置の改善措置の実施状況は、他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当該報告の期間を延長し又は短縮することができる。

第三節 保安基準についての制限及び緩和

（自動車検査証等の提示の命令）

第五十二条 地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分をしようとするときは、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一 法第四十三条第一項の規定による制限の一付加

二 法第五十四条第一項又は法第五十四条の二による基準の緩和

三 道路運送車両の保安基準第五十五条の規定による命令又は指示

四 前三号に掲げる处分（法第五十四条第一項及び法第五十四条の二第一項の規定による命令を除く。）の取消し

五 第二号の命令（法第五十四条第一項の規定によるものに限る。）に従つたこととの確認

六 第二号に掲げる処分（第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき）は、（使用者等への周知の措置）

七 特区法第八条第八項の規定による技術実証区域計画（特殊仕様自動車運行を含むものに限る。）の認定

八 特区法第十一項第八項の規定による前号の認定の取消し

九 特区法第二十五条の三第二項の規定による特区法第二十五条の二第七項の指定の取消し

（制限又は緩和の記録）

法第六十三条の二第一項各号に掲げる処分（第二号、第四号（第二号の指示の取消しに限る。）及び第五号に掲げる処分を除く。）は、当該自動車検査証にその旨を記録することによりに行なうものとする。

第五十四条（自動車の使用者）

第五十二条第一号、第二号（法第五十四条第一項及び法第五十四条の二第一項の規定による指示に係るものに限る。）及び第三号並びに第二項第一号に掲げる処分に係る自動車（第一項第三号に係るものにあつては、その運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を付されたもの（専ら道路（専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。）の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものを除く。）に限る。）を運行の用に供しようとするときは、第十九号様式による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示しなければならない。

2 自動車の使用者は、第五十二条第一項第四号に掲げる処分を受けたとき並びに第二項第二号及び第三号に掲げる処分が行われたときは、遅滞なく、前項の標識を抹消しなければならない。

三 第七章 自動車特定整備事業

第五十五条及び第五十六条（認証基準）

法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次とのとおりとする。

一 事業場は、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、次に掲げる作業場及び別表第四に掲げる規模の車両置場を有するものであること。

イ 分解整備を行う場合にあつては、別表第一四に掲げる規模の屋内作業場

ロ 電子制御装置整備を行う場合にあつては、別表第四に掲げる規模の電子制御装置

三 第八章 事業場及び従業員の基準

法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次とのとおりとする。

一 事業場は、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、次に掲げる作業場及び別表第四に掲げる規模の車両置場を有するものであること。

三 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

四 事業場は、別表第五に掲げる作業機械等の備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。

五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（第三条第九号の自動車の整備又は改造を行わない場合に掲げる処分に係る自動車（第一項第三号に係るものにあつては、その運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を付されたもの（専ら道路（専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。）の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものを除く。）に限る。）を運行の用に供しようとするときは、第十九号様式による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示しなければならないこと。

六 事業場には、二人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。

七 事業場において特定整備に従事する従業員について、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たすこと。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものと同様に、自動車整備士の技能検定（当該事業場が原自動機に対する分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。ハ前段並びに第六十二条の二の二第一項第七号イ及びハにおいて同じ。）に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）少なくとも一人の自動車整備士技能検定規則による一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原自動機に対する分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。ハ前段並びに第六十二条の二の二第一項第七号ロ及びハにおいて同じ。）に合格した者又は同規則の規定による一級二輪自動車整備士、二級自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは

運輸支局長が行う講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に「未満の端数があるときは、これを一とする。」以上であること。）ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場（少なくとも一人の一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は同規則の規定による一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に「未満の端数があるときは、これを一とする。」以上であること。）以上（変更届出事項）

第五十八条 法第八十一条第一項第四号に規定する事業場の設備は、屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

第五十九条から第六十一条まで 削除

第六十二条 法第八十九条の様式は、第二十号様式による。

第六十三条 法第八十九条の記載事項（標識の様式）

第六十四条 法第九十一条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特定整備時の総走行距離

二 第六十二条の二の二第一項第七号に規定する整備主任者の氏名

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十五条の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場があつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供するこど。

二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

三 依頼者に對し、行つていらない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

四 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるよう自動車の改造を行わないこと。

五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講ずること。

六の二 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十二年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。

八

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者は又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者了した者）

イ 整備主任者として新たに届け出た者

ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

九 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは处分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

三 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

四 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書及びそれにより確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）が行われた法第三十三条第四項、法第七十五条第五項又は法第九十四条の五第二項（法第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供を受ける方法

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及びそれにより確認される電子署名（同法第二条第一項に規定する電子署名をいう。）が行われた法第三十三条第四項、法第七十五条第五項又は法第九十四条の五第二項（法第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供を受ける方法

三 識別番号及び暗証番号を用いる方法

四 氏名又は名称及び住所を証するに足りる書面を提示させる方法

（確認事項）

第六十二条の二の四 法第九十六条の二の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十三条第四項、法第七十五条第五項又は法第九十四条の五第二項（法第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供をした者が本人であること。
二 法第七十五条第五項に規定する事項の提供をした者が同条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者であること。
三 法第九十四条の五第二項（法第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供をした者が指定自動車整備事業者であること。
（登録の申請）
第六十二条の二の五 法第九十六条の二の規定により登録情報処理機関の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 情報処理業務を行おうとする事業場の名称及び所在地
三 情報処理業務の開始の予定日
四 自動公衆送信において登録情報処理機関の登録の申請をしようとする者を識別するための文字、番号、記号その他の符号
五 提供を受けようとする法第七条第四項各号に掲げる規定に規定する事項の別
六 附帯情報処理業務（第三項に規定する附帯情報処理業務をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあつては、次に掲げる事項に掲げる規定に規定する事項の別
（1）自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第九条第二項
（2）使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四条第一項（ただし書）
（3）第六十二条の五第二項（第六十二条の六第二項において準用する場合を含む。）
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二 個人にあつては住民票の写し
三 法人にあつては役員の名簿及び履歴書
四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 情報処理業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
六 登録申請者が法第九十六条の三各号に該当しないことを信じさせるに足る書類
七 登録申請者が法第九十六条の四第一項前段の電子計算機及びプログラムを有することを証する書類
八 附帯情報処理業務を行おうとする場合については、次に掲げる書類
（1）登録申請者が附帯情報処理業務に必要な電子計算機及びプログラムを有することを証する書類
（2）附帯情報処理業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
（3）登録申請者が附帯情報処理業務に必要な電子計算機及びプログラムを有することを証する書類

九 その他参考になることを記載した書類
（1）登録情報処理機関は、附帯情報処理業務として、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。
（2）自動車損害賠償保障法第九条第二項に規定する事項の提供を受け、委託を受けて当該提供をした者について第六十二条の二の三で定める方法による当該行政庁の照会に対しして回答する業務
（3）第六条第一項に規定する組合であることの確認を行い、並びに同法第九条第四項の規定による当該行政庁の照会に対しして回答する業務
（4）第六十二条の二の七 法第九十六条の四第三項の登録情報処理機関登録簿は、国土交通省に備えて公衆の閲覧に供するものとする。
（5）第六十二条の二の八 法第九十六条の四第四項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 登録年月日及び登録情報処理機関登録簿に記載された登録番号
三 情報処理業務に関する約款及び料金
四 在地
五 提供を受ける法第七条第四項各号に掲げる規定に規定する事項の別
六 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる規定に規定する事項の別
（1）附帯情報処理業務に関する約款及び料金
（2）提携又は通知を受ける第六十二条の二の五第一項第六号ロ（1）から（3）までに掲げる規定に規定する事項の別
（3）第六十二条の五第二項（第六十二条の六第二項において準用する場合を含む。）
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二 個人にあつては住民票の写し
三 法人にあつては役員の名簿及び履歴書
四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

三 第一項の規定により一酸化炭素等発散防止装置の型式について指定を受けた者（第六十二条の六第二項において準用する場合にあつては、法第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者）であることの確認を行い、並びに第三十条第十項（同条第十二項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第四十二条第四項の規定による国土交通大臣又は軽自動車検査協会に対しして回答する業務）
（登録の更新）
第六十二条の二の九 第六十二条の二の三から前条までの規定は、法第九十六条の五第一項の登録の更新について準用する。
（情報処理業務の実施基準）
第六十二条の二の十 法第九十六条の六第二項の二の二第二項において準用する基準は、次のとおりとする。
一 情報処理業務の用に供する電子計算機（以下の条及び第六十二条の二の十四において「情報処理設備」という。）を不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百一十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。以下同じ。）から防御するための措置を講ずること。
二 情報処理設備を設置する施設への立ち入りを制限するための措置を講ずること。
三 従業者に対し、情報処理業務の実施のため必要な教育及び訓練を施すこと。
四 法第九十六条の二の規定により提供を受けた事項を記録する情報処理設備に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録した事項と同一の事項を記録する情報処理設備に備えられたファイル又は磁気ディスクを調製すること。
五 情報処理設備の故障その他の事由により情報処理設備の機能に支障が生じた場合に、速やかに当該支障を除去することができるための措置を講ずること。
六 情報処理業務を委託する場合は、当該委託した業務が前各号に掲げる基準に適合する方法により行われるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
七 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる基準に適合する方法により附帯情報処理業務を行うこと。
イ 附帯情報処理業務を行ふことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、附帯情報処理業務を行ふこと。
ロ 公正に、かつ、次に掲げる基準に適合する方法により附帯情報処理業務を行ふこと。
（1）附帯情報処理業務に必要な電子計算機（以下「附帯情報処理設備」といいう。）を不正アクセス行為から防御するための措置を講ずること。

- (情報処理業務を委託することができる場合)
第六十二条の二の十一 法第九十六条の六第三項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる基準に適合する者に委託する場合とする。
- (4) 従業者に対し、附帯情報処理業務の実施のために必要な教育及び訓練を施すこと。
 - (5) 自ら委託を受けた附帯情報処理業務を行うこと。
- 四 情報処理設備を不正アクセス行為から防御するための措置に関する事項**
- 五 情報処理設備を設置する施設への立入りを制限するための措置に関する事項
- 六 従業者に対する教育及び訓練の実施に関する事項
- (情報処理業務を委託することができる場合)
第六十二条の二の十二 法第九十六条の三各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 従業者に対し、附帯情報処理業務の実施のために必要な教育及び訓練を施すこと。
- (5) 第六十二条の二の五第三項の規定により提供又は通知を受けた事項を記録する情報処理設備に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録した事項と同一の事項を記録する情報処理設備に備えられたファイル又は磁気ディスクを調製すること。
- (6) 附帯情報処理設備の故障その他の事由により附帯情報処理設備の機能に支障が生じた場合に、速やかに当該支障を除去することができるための措置を講ずること。
- (7) 附帯情報処理業務を委託する場合は、当該委託した業務が(2)から(6)までに掲げる基準に適合する方法により行われるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
- (8) 次に掲げる基準を満たす者に委託する場合を除き、附帯情報処理業務の全部又は一部を他人に委託しないこと。
- (9) 委託を受けた附帯情報処理業務に必要な電子計算機及びプログラムを有すること。
- (10) 法第九十六条の三各号のいずれにも該当しないこと。
- (11) 正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、委託を受けた附帯情報処理業務を行うこと。
- (12) 公正に、かつ、口(2)から(6)までに掲げる基準に適合する方法により委託を受けた附帯情報処理業務を行うこと。
- (13) 自ら委託を受けた附帯情報処理業務を行うこと。

- (情報処理業務を委託することができる場合)
第六十二条の二の十三 登録情報処理機関は、法第九十六条の七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由**
- 第六十二条の二の六第三号ロに掲げる事項を変更しようとするときは、前項の届出書に第六十二条の二の五第二項第八号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (役員の選任及び解任の届出)**
- 第六十二条の二の十三 登録情報処理機関は、役員を選任又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 選任した役員の氏名又は解任した役員の氏名
- 二 選任の場合にあつては、その者の履歴
- 三 解任の場合にあつては、その理由
- 第六十二条の二の十四** 法第九十六条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
- (業務規程)
- 一 情報処理業務の実施方法に関する事項
- 二 情報処理業務に関する料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
- 三 及び収納の方法に関する事項
- 四 情報処理業務を行う時間及び休日にに関する事項
- 五 情報処理設備を不正アクセス行為から防御するための措置に関する事項
- 六 従業者に対する教育及び訓練の実施に関する事項

- (情報処理業務を委託することができる場合)
第六十二条の二の十五 登録情報処理機関は、法第六十二条の二の九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 情報処理業務の実施方法に関する事項
- 二 情報処理業務に関する料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
- 三 及び収納の方法に関する事項
- 四 情報処理業務を行う時間及び休日にに関する事項
- 五 情報処理設備を不正アクセス行為から防御するための措置に関する事項
- 六 従業者に対する教育及び訓練の実施に関する事項
- (情報処理業務の休廃止の届出)
第六十二条の二の十六 法第九十六条の十第二項の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 四 休止又は廃止しようとする理由
- 五 委託を受けた情報処理業務を行うこと。
- 六 自ら委託を受けた情報処理業務を行うこと。
- 七 法第九十六条の二の規定により提供を受けた情報処理業務を行うこと。
- 八 情報処理設備の機能に支障が生じた場合に備えられたファイル又は磁気ディスクの調製に関する事項
- 九 情報処理業務を委託する場合は、委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の監督に関する事項
- 十 情報処理業務に関する情報を漏えいし、滅失し、又はき損した従業者の処分に関する事項
- 十一 その他情報処理業務の実施に関する必要な事項
- 十二 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 附帯情報処理業務の実施方法に関する事項
- ロ 附帯情報処理業務に関する料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
- ハ 附帯情報処理設備を不正アクセス行為から防御するための措置に関する事項
- ホ 第六十二条の二の五第三項の規定により提供又は通知を受けた事項を記録する情報処理設備に備えられたファイル又は磁気ディスクの調製に関する事項
- ト 附帯情報処理業務を委託する場合は、委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の監督に関する事項
- チ 附帯情報処理業務に関する情報を漏えいし、滅失し、又はき損した従業者の処分に関する事項
- リ その他附帯情報処理業務の実施に関する必要な事項
- (情報処理業務の休廃止の届出)
第六十二条の二の十七 法第九十六条の十第二項の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 四 休止又は廃止しようとする理由
- 五 委託を受けた情報処理業務を行うこと。
- 六 自ら委託を受けた情報処理業務を行うこと。
- 七 法第九十六条の二の規定により提供を受けた情報処理業務を行うこと。
- 八 情報処理設備の機能に支障が生じた場合に備えられたファイル又は磁気ディスクの調製に関する事項
- 九 情報処理業務を委託する場合は、委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の監督に関する事項
- 十 情報処理業務に関する情報を漏えいし、滅失し、又はき損した従業者の処分に関する事項
- 十一 その他情報処理業務の実施に関する必要な事項
- 十二 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 附帯情報処理業務の実施方法に関する事項
- ロ 附帯情報処理業務に関する料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
- ハ 附帯情報処理設備を不正アクセス行為から防御するための措置に関する事項
- ホ 第六十二条の二の五第三項の規定により提供又は通知を受けた事項を記録する情報処理設備に備えられたファイル又は磁気ディスクの調製に関する事項
- ト 附帯情報処理業務を委託する場合は、委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の監督に関する事項
- チ 附帯情報処理業務に関する情報を漏えいし、滅失し、又はき損した従業者の処分に関する事項
- リ その他附帯情報処理業務の実施に関する必要な事項

- (情報処理業務の休廃止の届出)
第六十二条の二の十八 法第九十六条の十四の国土交通省令で定める事項は、各月における次に掲げる件数とする。
- 一 法第三十三条第四項に規定する事項について、法第九十六条の二の規定により提供を受けた件数及び回答した件数
- 二 法第七十五条第五項に規定する事項について、法第九十六条の二の規定により提供を受けた件数及び回答した件数
- 三 法第九十四条の五第二項に規定する事項について、法第九十六条の二の規定により提供を受けた件数及び回答した件数
- 四 法第九十四条の五第二項において、法第九十四条の五第二項において、法第九十六条の二の規定により提供を受けた件数及び回答した件数
- 五 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる件数
- ロ 使用済自動車損害賠償保険法第九条第二項に規定する事項について、第六十二条の二の五第三項第一号の規定により提供を受けた件数及び回答した件数
- ハ 法第三十三条第四項に規定する事項について、第六十二条の二の五第三項第二号の規定により回答した件数及び回答した件数
- 二 休止又は廃止しようとする理由
- 三 休止しようとする期間
- 四 休止又は廃止しようとする理由
- 五 休止又は廃止しようとする理由
- 六 休止又は廃止しようとする理由
- 七 法第九十六条の二の規定により提供を受けた事項を記録する情報処理設備に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録した事項と同一の事項を記録する情報処理設備に備えられたファイル又は磁気ディスクの調製に関する事項
- 八 情報処理設備の機能に支障が生じた場合に備えられたファイル又は磁気ディスクの調製に関する事項
- 九 情報処理業務を委託する場合は、委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の監督に関する事項
- 十 情報処理業務に関する情報を漏えいし、滅失し、又はき損した従業者の処分に関する事項
- 十一 その他情報処理業務の実施に関する必要な事項
- 十二 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 附帯情報処理業務の実施方法に関する事項
- ロ 附帯情報処理業務に関する料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
- ハ 附帯情報処理設備を不正アクセス行為から防御するための措置に関する事項
- ホ 第六十二条の二の五第三項の規定により提供又は通知を受けた事項を記録する情報処理設備に備えられたファイル又は磁気ディスクの調製に関する事項
- ト 附帯情報処理業務を委託する場合は、委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の監督に関する事項
- チ 附帯情報処理業務に関する情報を漏えいし、滅失し、又はき損した従業者の処分に関する事項
- リ その他附帯情報処理業務の実施に関する必要な事項

動車以外の自動車（法第九十九条において準用する場合を含む。）についての保安上又は公害防止上の技術基準は、道路運送車両の保安基準に定める基準とする。

2 法第四十条から第四十二条までの検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車についての保安上又は公害防止上の技術基準は、道路運送車両の保安基準に定める基準又は次条の規定により国土交通大臣の認定した型式とする。

3 法第四十四条の原動機付自転車についての保安上又は公害防止上の技術基準は、道路運送車両の保安基準に定める基準又は次条の規定により国土交通大臣の認定した型式とする。

4 法第四十五条の軽車両についての保安上の技術基準は、道路運送車両の保安基準に定める基準とする。

（検査対象外軽自動車等の型式認定）

第六十二条の三 検査対象外軽自動車、小型特殊自動車又は原動機付自転車（以下「検査対象外軽自動車等」という。）の製作を業とする者はその者と検査対象外軽自動車等の販売契約を結んでいる者は、その製作し、又は販売する検査対象外軽自動車等の型式について国土交通大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、かつ当該型式の検査対象外軽自動車等を示すしなければならない。ただし、農耕作業用の小型特殊自動車及び国土交通大臣の指定する小型特殊自動車以外の検査対象外軽自動車等の提示については、地方運輸局長にするものとする。

1 車名及び型式

2 車台の名称及び所在地

3 前項の申請書には、諸元、外観図、強度計算書、製作方法、検査方法等当該型式の内容並びに当該型式の検査対象外軽自動車等が道路運送車両の保安基準に適合すること及び製作における均一性を有することを明らかにした書類を添付しなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、当該型式の内容及び当該認定に係る型式認定番号を告示する。

5 第一項の認定を受けた者は、当該型式の検査対象外軽自動車等を譲渡する場合には、当該検査対象外軽自動車等が道路運送車両の保安基準

に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるとときは、当該検査対象外軽自動車等に第十六号様式による型式認定番号標を、その原動機に総排気量又は定格出力を表示しなければならない。

6 国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合は、第一項の認定を取り消すものとする。

1 当該型式の検査対象外軽自動車等が道路運送車両の保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたと認められるとき。

2 第一項の認定を受けた者が第五項の規定に違反したとき又は虚偽の型式認定番号標を表示したとき。

3 第一項の認定を受けた者が第七十条第一項の規定に違反して届出をしなかつたとき。

4 第一項の認定を受けた者が第五項の規定に違反したときは、その旨及びその理由を告示する。

（型式指定番号標の表示）

第六十二条の四 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第二条第十七号の二の騒音防止装置について法第七十五条の三第一項の申請をされた者は、その型式について指定を受けた騒音防止装置を備えた自動車（型式指定自動車を除く。）を譲渡する場合には、当該自動車が道路運送車両の保安基準第三十条第一項に定める基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるとときは、当該自動車に第十七号様式による型式指定番号標を表示しなければならない。

（排出ガス検査終了証の発行）

第六十二条の五 装置型式指定規則第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置について法第七十五条の三第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた一酸化炭素等発散防止装置を譲渡する場合には、当該一酸化炭素等発散防止装置指定自動車が道路運送車両の保安基準に定められた型式であることを明らかにした書類を添付しなければならない。

4 國土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、当該型式の内容及び当該認定に係る型式認定番号を告示する。

5 第一項の認定を受けた者は、当該型式の検査対象外軽自動車等を譲渡する場合には、当該検査対象外軽自動車等が道路運送車両の保安基準に定められた型式であることを明らかにした書類を添付しなければならない。

（自動車税種別割又は軽自動車税種別割の納付の有無の事実を確認する方法）

第六十三条 施行令第十二条の納付の有無の事実に係る前項の規定による排出ガス検査終了証の有無の事実を確認するための措置を講じなければならない。

6 前項の申請をした者は、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（二輪の小型自動車を除く。）に係る前項の規定による排出ガス検査終了証に記載すべき事項の提供を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

7 前項の規定による承諾を得た第一項の申請をした者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、排出ガス検査終了証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

8 前二項の規定により排出ガス検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項の申請をした者は、当該排出ガス検査終了証を発行し、これを当該譲受人に交付したものとみなす。

（出荷検査証の発行）

第六十二条の六 法第七十五条の二第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた特定共通構造部を有する特定共通構造部型式指定自動車を譲渡する場合には、当該特定共通構造部型式指定自動車が次に掲げる基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるとときは、出荷検査証を発行し、これを譲受人に交付することができる。

9 第三十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、前項の届出書を提出する場合に準用する。

10 第三十七条の三第一項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長が行う車両番号の指定は、当該届出に係る検査対象外軽自動車の車両番号を定め、軽自動車届出済証を交付することによって行う。ただし、試運転又は回送その他特別の事由がある場合は、法第九十七条の三第二項で準用する法第七十三条第一項の規定により表示すべき車両番号標として臨時運転番号標を貸与し、かつ、臨時運転番号標貸与証を交付することによって行う。

11 法第九十七条の三第二項で準用する法第七十三条第一項の規定により表示すべき車両番号標（臨時運転番号標を除く。）及び臨時運転番号標の様式は、それぞれ第十四号様式及び第十五号様式による。

12 第三十六条第二項及び第三項の規定は、第四項の車両番号標及び臨時運転番号標について準用する。

（軽自動車届出済証等の備付）

第六十三条の三 検査対象外軽自動車を運行の用に供する者は、前第三項の規定により交付

イ 氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。

ロ 当該型式の原動機付自転車用原動機の主要諸元、構造に関する図面又は使用方法に変更があつたとき。

ハ 当該型式の原動機付自転車用原動機の製作をやめたとき。

前項の届出は、届出事由の発生した日後三十日以内に（同項第三号に掲げる場合にあつては十五日以内に、同項第六号に掲げる場合にあつては遅滞なく）行わなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年七月一日から適用する。

附 則 抄

（昭和二十七年四月二十八日運輸省令第一号）抄

この省令は、昭和二十七年三月十六日から施行する。

附 則 抄

（昭和二十八年三月二日運輸省令第一号）抄

この省令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則 抄

（昭和二十九年一月十九日運輸省令第一号）抄

この省令は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則 抄

（昭和二十八年三月二日運輸省令第一号）抄

この省令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則 抄

（昭和二十九年一月十九日運輸省令第一号）抄

この省令は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則 抄

（昭和二十九年一月二十日運輸省令第一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。但し、原動機付自転車に係る改正規定及び道路運送車両法施行規則別表第一号の改正規定は、昭和三十年四月一日から施行する。

附 則 抄

（昭和三十一年三月二十八日運輸省令第一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年一〇月一日運輸省令第一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三四年九月二三日運輸省令第一号）抄

この省令は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第一号）抄

この省令は、昭和三七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第二号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第三号）抄

この省令は、昭和三七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第四号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第五号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第六号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第七号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第八号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第九号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第十号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第十一号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第十二号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第十三号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第十四号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

1 この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

については、この省令の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第二〇号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第二六号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一六日運輸省令第二七号）抄

この省令は、昭和三十七年八月十六日から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月一一日運輸省令第一号）抄

この省令は、昭和三八年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月一一日運輸省令第二号）抄

この省令は、昭和三八年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月一一日運輸省令第三号）抄

この省令は、昭和三八年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月一一日運輸省令第四号）抄

この省令は、昭和三八年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月一一日運輸省令第五号）抄

この省令は、昭和三八年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月一一日運輸省令第六号）抄

この省令は、昭和三八年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月一一日運輸省令第七号）抄

この省令は、昭和三八年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月一一日運輸省令第八号）抄

この省令は、昭和三八年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月一一日運輸省令第九号）抄

この省令は、昭和三八年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月一一日運輸省令第十号）抄

この省令は、昭和三八年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月一一日運輸省令第十一号）抄

この省令は、昭和三八年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月一一日運輸省令第十二号）抄

この省令は、昭和三八年十月十五日から施行する。

1 この省令は、昭和三八年十月十五日から施行する。

附則（昭和四
令第六五号）抄

（A）次の様式によることができる
る。（二）

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十二号）の施行の日（昭和四十八年十月一日）から施行する。

附則（昭和四八年三月三一日運輸省令
第一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四八年九月二八日運輸省令
第三三号）抄

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十二号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十八年

十月一日から施行する。ただし、第一条の規定中第四十五条の二の次に四条を加える改正規定（第一回一大きく改めた部分を取る。）文部省正

定（第四十六条は係る部分に限る）及び第五条の規定中第三号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に改正法による改正前の道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「旧法」という。）第九十七条の第三第

一項の規定により車両番号の指定を受けた軽自動車のうち改正法による改正後の道路運送車両法（以下「新法」という。）第五十九条第一項の検査対象軽自動車に該当するもの及び昭和五十一年三月三十一日までに新法第六十条第一項の規定により車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車に係る車両番号標の様式は、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十三号様式の三にかかるわらず、この省令による改正前の道路運送車両法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第十四号様式によることができる。

前項の規定により旧施行規則第十四号様式の車両番号標を表示する検査対象軽自動車の車両番号につき、新規制第三条の二、

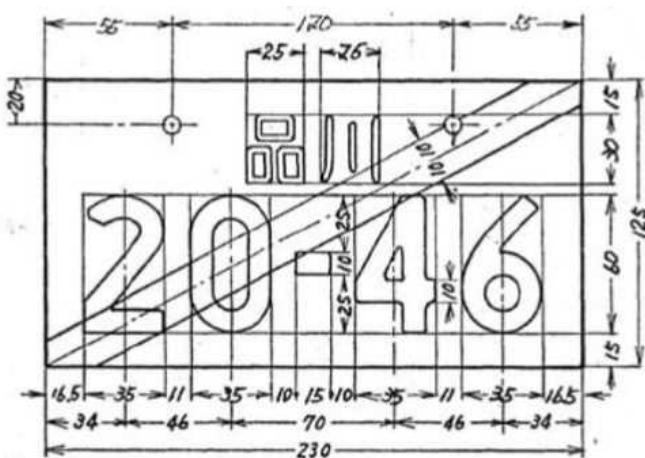
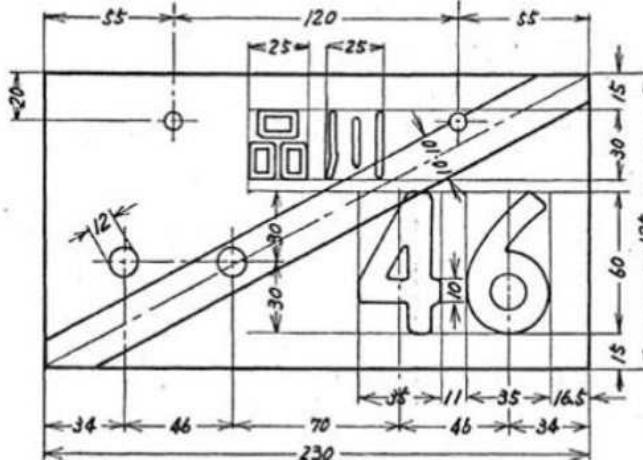
番号については新施行規則第三十六条の二の規定は適用しない。

4 運転監理部長又は運転支局長（新潟第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、附則第二項の検査対象登録自動車こ

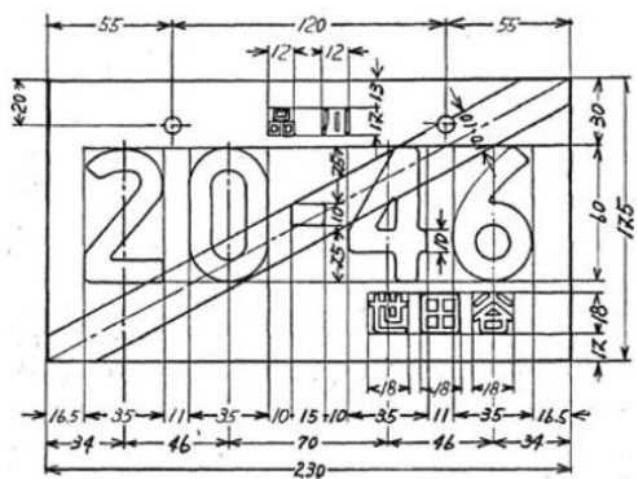
三七三、は岡県第三の橋を渡る車に重車係の自動車検査証の記入をした場合において、その記入が使用の本拠の位置又は自家用若しく

は事業用の別若しくは用途等の区分の変更に係るものであるときは、車両番号を変更すること

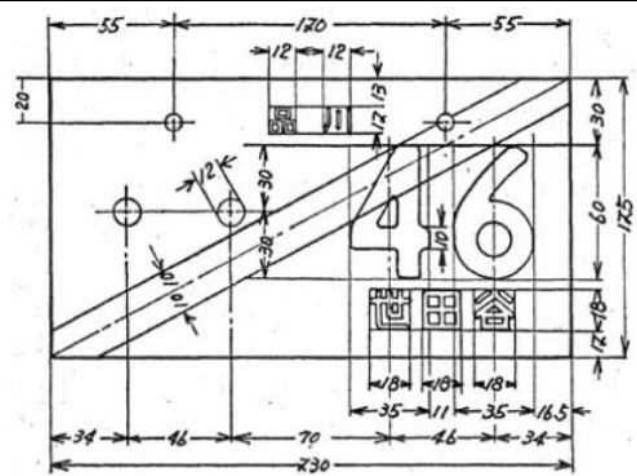
ができる。
5 附則第一項に規定する検査対象軽自動車の臨時運行許可番号標の様式は、新施行規則第三号

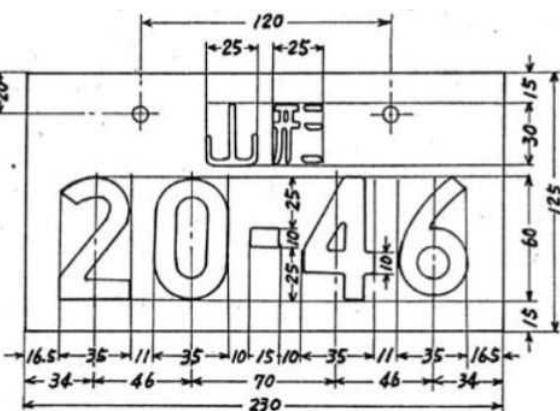


(B) (その一)



(B) (その二)

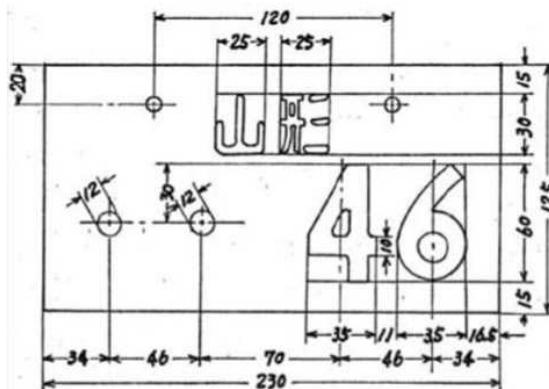




(その一)

- (備考) (1) 都道府県知事が貸与する臨時運行許可番号標は(A), 当該行政庁(都道府県知事を除く)が貸与するものは(B)によること。
- (2) 臨時運行許可番号標には, 図示の例により, 陸運事務所を表示する文字, 四けた以下の数字, 斜線及び当該行政庁名を表示すること。この場合において, 数字が四けたであるときは図(その一), 数字が三けた以下であるときは図(その二)の例によること。
- (3) 陸運事務所の表示については, 自動車登録規則別表第一の例による。
- (4) 文字は浮出しとする。ただし, 当該行政庁名を表示する文字は, 浮出しないことができる。
- (5) 臨時運行許可番号標の塗色は, 白色に黒文字とし, 斜線は赤色とすること。
- (6) 図(A)の陸運事務所を表示する文字が三文字又は四文字の場合は, 当該文字の横の長さは22ミリメートルとする。
- (7) 寸法の単位は, ミリメートルとする。
- 6 附則第二項に規定する検査対象軽自動車の回送運行許可番号標の様式は, 新施行規則第五号様式にかかわらず, 次の様式によることができる。

(その二)



- (備考) (1) 回送運行許可番号標には, 図示の例により, 上段に陸運事務所を表示する文字を, 下段に四けた以下の数字を表示すること。この場合において, 数字が三けた以下であるときは図(その一), 数字が四けた以下であるときは図(その二)の例によること。
- (2) 陸運事務所の表示については, 自動車登録規則別表第一の例による。
- (3) 文字は, 浮出しだとすること。
- (4) 回送運行許可番号標の塗色は, 白地に黒文字とし, その内側に幅10ミリメートルの赤色の枠を附すこと。
- (5) 陸運事務所を表示する文字が三文字又は四文字の場合は, 当該文字の横の長さは22ミリメートルとすること。
- (6) 寸法の単位はミリメートルとすること。
- 7 改正法附則第一条第三項の規定により新法第五十九条の規定の適用について国土交通大臣(新法第七十四条の四の規定の適用があるときは, 軽自動車検査協会)に対する提示があり, かつ, 保安基準に適合するとのみなされた検査対象軽自動車に係る新規検査の実施方法は, 提出された保安基準適合証を審査することにより検査するものとする。

附 則 (昭和四九年一月二十五日運輸省令
第二号) 抄
1 この省令は, 昭和五十年四月一日から施行する。ただし, 第一条中道路運送車両法施行規則第六十二条の三の次に一条を加える改正規定及び同令第六十三条の見出しを削る改正規定は, 昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年五月二十四日運輸省令
第十八号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令の規定は, 次の各号に掲げる区分に従い, それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 第二条の規定並びに第四条の規定中道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令第二条の改正規定及び同令附則第一項にたゞし書を加える改正規定

三 第三条及び次項から附則第四項までの規定 昭和四十九年九月一日

昭和五十年一月一日

（昭二）の省令の施行の際現に道路運送車両法（経過措置）

運送車両法施行規則第二十五条第一項、第二十六条の六第一項又は第六十三条の二第四項の規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（昭和五四年四月二〇日運輸省令第一四号）抄

（施行期日）
この省令は、昭和五十四年四月二十三日から施行する。

3 (経過措置)
この省令の施行前に法の規定により指定され

た車両番号であつて、この省令の施行により道路運送車両法施行規則第三十八条第三項（同条

第六項において準用する場合を含む。以下同じ。) 又は第六十三条の五第一項に規定する場

合に該当することとなるものは、同令第三十八条第三項又は第六十三条の五第一項の規定の適用については、それだけ第二条の規定による改

用については、それぞれ第二条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則第三十六条の二又は道路運送車両法施行規則第三十六条の三若

しくは第六十三条の二第四項に規定する基準に適合する車両番号とみなす。

4 この省令の施行後に法又は道路運送車両法施行規則の規定により貸与する臨時運行許可番号

標、回送運行許可番号標又は臨時運転番号標の様式については、道路運送車両法施行規則第二

十五条第一項、第二十六条の六第一項又は第六十三条の二第四項の規定にかかわらず、当分の間、まことに前二項の規定を適用する。

間
なれ以前の例によることかであります。
附則（昭和五四年七月二〇日運輸省令
三四号）抄

（施行期日）
一 この省令は、昭和五十四年八月六日から施行

する。
(経過措置)

この省令の施行前に法の規定により指定された車両番号であつて、この省令の施行により道

第六項において準用する場合を含む。以下同様。又は第六十三条の五第一項に規定する場合

し）、又は第六十三条の五第一項に規定する場合に該当することとなるものは、同令第三十八

用については、それぞれ第二条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則第三十六条の二

又は道路運送車両法施行規則第三十六条の三若しくは第六十三条の二第四項に規定する基準に適合する車両番号とみなす。

- 2 この省令の施行前に道路運送車両法又は道路
付代行者又は封印取付受託者が道路運送車両法
(昭和二十六年法律第八十号)の規定により
り掲げている標識の様式については、それぞれ
この省令による改正後の自動車登録番号交付
代行者規則別記様式及び道路運送車両法施行規
則第一号様式の三にかかわらず、なお従前の例
による。

3 この省令の施行前に道路運送車両法又は道路
運送車両法施行規則の規定により交付された従
前様式による検認票、回送運行許可証、自動
車予備検査証、軽自動車届出済証、臨時運転番
号標貸与証、登録事項等通知書、自動車検査証
又は登録事項等証明書、自動車輸送統計調査規
則の規定により配布された従前の様式による自
動車輸送統計調査票及び道路交通に関する条約
の実施に伴う道路運送車両法の特例等を定める
法律(昭和三十九年法律第百九号)の規定によ
り交付された従前の様式による登録証書は、こ
の省令による改正後のそれぞれの様式によるも
のとみなす。

車両法施行規則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第六十三条の二第四項の規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和六〇年九月二五日運輸省令第三一号）抄
(施行期日)

1 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（道路運送車両の保安基準第二十二条の四の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第三項及び第四項の規定

三 第三条及び附則第二項の規定 昭和六十二年十月一日

四 前三号に掲げる規定以外の規定 昭和六十一年九月一日

附 則（昭和六一年五月一六日運輸省令第一八号）抄
この省令は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則（昭和六二年一月二三日運輸省令第三号）抄
(施行期日)

1 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び附則第二項の規定 昭和六十三年十二月一日

二 第二条及び附則第三項の規定 昭和六十四年十月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 昭和六十五年十月一日

附 則（昭和六二年三月二六日運輸省令第二七号）抄
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年八月一一日運輸省令第五二号）抄
(施行期日)

1 この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。
(経過措置)

- 登録番号であつて、この省令の施行により法第十四条第一項に規定する場合に該当することとなるものは、同項の規定の適用については、第二条の規定による改正後の自動車登録規則第十三条に規定する基準に適合する自動車登録番号とみなす。

3 この省令の施行前に法の規定により指定された車両番号であつて、この省令の施行により道路運送車両法施行規則第三十八条第六項において準用する同条第三項又は第六十三条の第五項に該当することとなるものは、同令第三十一条第六項において準用する同条第三項又は第六十三条の五第一項の規定の適用については、それぞれ第一条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則第三十六条の三又は道路運送車両法施行規則第六十三条の二第四項に規定する基準に適合する車両番号とみなす。

4 この省令の施行後に法又は道路運送車両法施行規則の規定により貸与する臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は臨時運転番号標の様式については、道路運送車両法施行規則第十五条第一項、第二十六条の六第一項又は第六十三条の二第四項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和六三年一月二九日運輸省令第一号）抄

（施行期日）

附 則（昭和六三年一二月一六日運輸省令第三八号）抄

（施行期日）

1 この省令中第一条及び附則第二項の規定は昭和六十三年六月一日から、第二条及び附則第三項の規定は昭和六十四年六月一日から施行する。

昭和六十五年十二月一日から、その他の規定は昭和六十七年十月一日から施行する。

附 則（平成元年一月二一日運輸省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年一月一〇日運輸省令第四号）

この省令は、平成二年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に製作された自動車の種別については、改正後の道路運送車両法施行規則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成元年六月二一日運輸省令第十九号) 抄
(施行期日)
二四号 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二九日運輸省令第三二号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成三年三月二七日運輸省令第三三号) 抄
(施行期日)
1 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分による。
一 第一条並びに次項並びに附則第三項及び第七項の規定 平成三年十一月一日
二 第二条並びに附則第四項及び第八項の規定 平成四年十月一日
三 第三条並びに附則第五項及び第九項の規定 平成五年十月一日
四 前三号に掲げる規定以外の規定 平成六年十月一日

附 則 (平成三年一一月一六日運輸省令第三八号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成四年六月一日から施行する。

附 則 (平成三年一一月三〇日運輸省令第三九号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成四年二月一日から施行する。
2 この省令による改正前の道路運送車両法施行規則第十五号様式による届出書は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。

(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月三〇日運輸省令第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成十三年十月一日から、第三条及び附則第四条の規定は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月九日運輸省令第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十年法律第七十四号)の施行の日(平成十年十一月二十四日)から施行する。

(道路運送車両法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に、道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十年法律第七十四号)による改正前の道路運送車両法(以下「旧法」という)第八十五条第一項に規定する検査主任者に選任されている者は、この省令の施行後引き続き当該事業場の従業員である間は、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則(以下「新規則」という)第六十二条の二の二第一項第五号に規定する整備主任者とみなす。この場合において、自動車分解整備事業者が、この省令の施行前に旧法第八十七条の規定によりした届出は、新規則第六十二条の二の二第一項第五号に規定する整備主任者とみなす。この場合において、自動車分解整備事業場に対する新規則第五十七条第六号の適用については、同号中「自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)」の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行なう場合にあつては、二級自動車シャシ整備士技能検定を除く)第六十二条の二の二第一項第五号において同じ)に合格した者」とあるのは、「道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十年法律第七十四号)による改正前の道路運送車両法第八十五条第一項の規定により検査主任者として選任された者」と読み替えるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に、この省令による改正前の道路運送車両法施行規則(以下「旧規則」という)第六十二条の二の二第一項の認定を受けた者は、「道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十年法律第七十四号)による改正前の道路運送車両法第八十五条第一項の規定により検査主任者として選任された者」と読み替えるものとする。

定を受けている自動車、旧規則第六十二条の四第一項の認定を受けている装置又は旧規則第六十三条第一項の認定を受けている装置については、第三条の規定によ

る。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、旧規則第六十二条の二の三第四項、第六十二条の三の二第二項において準用する第六十二条の三第六項及び第七項、第六十三条第三項並びに第七項、第六十二条の四第四項、同条第五項において準用する第六十二条の四第一項の認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置」とあるのは、「認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置」と読み替えるものとする。

附 則 (平成一〇年一二月八日運輸省令第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行し、附則第五項の規定は、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(平成十二年運輸省令第五号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成一年八月六日運輸省令第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年九月三十日から施行する。

附 則 (平成一年一〇月二七日運輸省令第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十六号)の施行の日(平成十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成一年一二月二〇日運輸省令第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十八号)の施行の日(平成十二年二月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、第一條及び第二条並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から、第三条及び第四条の規定は、平成十二年三月三十一日から、第五条並びに附則第二条及び第三条の規定は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二日運輸省令第八号) 抄

(施行期日)

第一条 旧規則第六十二条の四第一項の認定を受けている装置及び同項の認定を申請中の装置について準用する。この場合において、第六十三条の中「装置型式指定規則(昭和二十六年法律第四号)」の規定により改正する法律附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁則」とある。

第二条 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁則」とある。

治産者及びその保佐人に関するこの省令による改正規定の適用については、第三条の規定による自動車登録番号標交付代行者規則第三条第四号ハの改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年七月三日運輸省令第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年九月五日運輸省令第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から第二条及び附則第四条の規定は平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年九月五日運輸省令第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二九日運輸省令第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二日運輸省令第八号) 抄

(施行期日)

第一条 旧規則第六十二条の四第一項の認定を受けた騒音防止装置」とあるのは、「認定を受けた騒音防止装置」とあるのは、「第十八号様式の二の二第一項第五号において同じ)に合格した者」とあるのは、「旧規則第十号様式による型式指定番号標」とあるのは、「旧規則第十八号様式の二による型式認定番号標」と読み替えるものとする。

第二条 第六十三条の規定は、この省令の施行の際現に、旧規則第六十二条の四第一項の認定を受けている装置及び同項の認定を申請中の装置について準用する。

第三条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二日運輸省令第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

第二条 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁則」とある。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手續、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。</p> <p>附 則 （平成一八年五月一九日国土交通省令第六六号）</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条规定による処分、手續、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。</p> <p>附 則 （平成一八年五月一九日国土交通省令第六六号）</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条规定による処分、手續、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。</p> <p>附 則 （平成一八年五月一九日国土交通省令第六六号）</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条规定による処分、手續、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。</p> <p>附 則 （平成一八年五月一九日国土交通省令第六六号）</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条规定による処分、手續、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。</p> <p>附 則 （平成一八年五月一九日国土交通省令第六六号）</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、前項ただし書に規定する規定の施行の際に現に、道路運送車両法（以下「法」という。）の規定により登録を受けている自動車に係る自動車検査証の記載事項については、次に掲げる日のいづれか早い日までの間は、第一条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則（以下「新施行規則」という。）第三十五条の三の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>一 当該自動車について法第十五条第一項の申請に基づく永久抹消登録を受ける日</p> <p>二 当該自動車について法第十五条第五項の規定により永久抹消登録のあつた旨の通知を受ける日</p> <p>三 当該自動車について法第十五条の二第一項の申請に基づく輸出抹消登録を受ける日</p> <p>四 当該自動車についてこの省令の施行後初めて法第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受ける日</p> <p>五 当該自動車がこの省令の施行後初めて受けれる構造等変更検査の日</p> <p>第三条 この省令の施行の際現に、法の規定による認証を受け自動車分解整備事業を經營している者及び法の規定により自動車分解整備事業の認証を申請している者に係る法第八十条第一項第一号の規定による基準（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係るものに限る。）については、新施行規則別表第五の規定にかかるわらず、この省令の施行の日から二年間を経過する日までの間は、なお従前の例による。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年七月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条の規定</p> <p>附 則 （平成一九年五月一七日国土交通省令第六〇号） 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条の規定</p> <p>附 則 （平成一九年五月一七日国土交通省令第六〇号） 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年七月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条の規定</p> <p>附 則 （平成一九年五月一七日国土交通省令第六〇号） 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年七月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条の規定</p> <p>附 則 （平成一九年五月一七日国土交通省令第六〇号） 抄</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条の規定</p> <p>附 則 （平成一九年五月一七日国土交通省令第六〇号） 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条の規定</p> <p>附 則 （平成一九年五月一七日国土交通省令第六〇号） 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条の規定</p> <p>附 則 （平成一九年五月一七日国土交通省令第六〇号） 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条の規定</p> <p>附 則 （平成一九年五月一七日国土交通省令第六〇号） 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条の規定</p> <p>附 則 （平成一九年五月一七日国土交通省令第六〇号） 抄</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年六月二十九日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年六月二九日国土交通省令第六八号） 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年六月二十九日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年六月二九日国土交通省令第六八号） 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年六月二十九日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年六月二九日国土交通省令第六八号） 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年六月二十九日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年六月二九日国土交通省令第六八号） 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年六月二十九日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一九年六月二九日国土交通省令第六八号） 抄</p>

第一条 (経過措置) 施行日において現に改正法による改正前

第四条 改正法附則第二条第一項の規定により自動車特定整備事業に相当する事業を経営している者が、施行日から起算して四年を経過するまでの間に引き続き経営することができる当該事業の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 新施行規則第三条第八号に規定する機能の調整を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を経営している者 当該機能の調整を行う自動車の整備又は改造
- 二 新施行規則第三条第八号イに規定するセンサーの取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を経営している者 当該センサーの取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備又は改造
- 三 新施行規則第三条第八号ロに規定する電子計算機の取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を経営している者 当該電子計算機の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備又は改造
- 四 新施行規則第三条第八号ハに規定する自動車の車体前部の取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは取付角度の変更を行つて自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を経営している者 当該電子計算機の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行つて自動車の整備又は改造

五 新施行規則第三条第八号ハに規定する自動車の窓ガラスの取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を經營している者当該窓ガラスの取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備又は改造

五 新施行規則第三条第八号ハに規定する自動車の窓ガラスの取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を經營している者当該窓ガラスの取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備又は改造

第五条 施行日において現に第一条の規定による改正前の道路運送車両法施行規則（以下この項及び次条において「旧施行規則」という。）第六十二条の二の二第一項第五号に規定する整備主任者である者並びに道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第二十一条）

附 則（令和二年八月五日国土交通省令）抄
第六七号

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第三項四号に掲げる規定の施行の日（令和二年十一月二十三日）から施行する。

附 則（令和二年九月一日国土交通省令）抄
第七三号

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一〇月三〇日国土交通省令）抄
省令第八四号

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令）抄
第一号

（国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条の規定による場合を含む。）の規定により貸与した臨時運行許可番号標でこの省令の施行の際現に効力を有するものの表示の位置及び方法については、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則第二十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の廃止）

第三条 国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成三十年国土交通省令第七十六号）は、廃止する。

2 掲げる事業場の区分に限る。) に規定する整備主任者とみなす。

前項の規定により整備主任者とみなされてい
る者(旧整備主任者に限る。)に対する新施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の適用に
ついては、同号へ中「一級二輪自動車整備士若
しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格し
た者」とあるのは、「道路運送車両法の一部を
改正する法律(昭和四十四年法律第六十八号)
附則第二条第四項及び道路運送車両法施行規則
等の一部を改正する省令(平成十年運輸省令第
六十七号)附則第二項の規定により道路運送車
両法施行規則第六十二条の二の二第一項第五号
に規定する整備主任者とみなされている者」と
することができる。

第六条 施行日において現に交付されている旧施行規則第二十二号様式による証票は、新施行規則第二十二号様式による証票とみなす。

附 則(令和二年三月三一日国土交通省)

この省令は、道路運送車両法の一部を改正す
る法律の施行の日(令和二年四月一日)から施
行する。

この省令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第五十一条の三、第六十二条の四、第六十七条の二第一項、第六十九条第一項、第六十九条の二（見出しが含む。）及び第六十九条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

令第二八号

附 則（令和三年六月九日国土交通省令
第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年六月十日から施行する。

附 則（令和三年九月三〇日国土交通省令
第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年九月三十日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日国土交通省令
第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に道路運送車両法第三十五条第四項（法第七十三条第二項において準用する。）の規定による免許の交付の停止を受ける者にあっては、この省令の施行前に免許の交付の停止を受けていた者は、この省令の施行後も免許の交付の停止を受けることとなる。

は、令和五年十二月三十一日までの間は、第三十五条の三中「車両番号。以下第四十九条の二第一項第一号イを除き同じ。」とあるのは「車両番号。第三十七条の四において同じ。」と、第四十九条の四及び第四十九条の十八中「運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四）規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）であるのは「運輸監理部長又は運輸支局長」とする。

附 則（令和五年一月四日国土交通省令）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和五年一月十九日から施行する。

二 第二条の規定

附 則（令和五年九月一日国土交通省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一月一八日国土交通省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

したくは「二級の自動車整備士の技能検定に合格した者」とあるのは、「道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十八号）」附則第二条第四項及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）附則第二項の規定により道路運送車両法施行規則第六十二条の二第一項第五号に規定する整備主任者とみなされている者」とすることができる。

附 則（令和三年六月九日国土交通省令
第四〇号）抄

第一条 この省令は、令和三年六月十日から施行する。（施行期日）

附 則（令和三年九月三〇日国土交通省令第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年九月三十日から施行する。（施行期日）

附 則（令和四年三月三一日国土交通省令第三六六号）抄

（施行期日）

附則	施行期日	第一条	規定の適用があるときは、運輸監理部長又は運輸支局長とする。
二 第一号	(令和五年一月四日国土交通省令)	この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和五年一月十九日から施行する。	（令和五年一月四日国土交通省令）抄
二 略			
附則 第六六号	（令和五年九月一日国土交通省令）	（令和五年九月一日国土交通省令）	

三 新施行規則第三条第八号ロに規定する電子計算機の取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を經營している者 当該電子計算機の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備又は改造

両法施行規則第六十二条の二第一項第五号に規定する整備主任者とみなされている者」とすることができる。

第六条 施行日において現に交付されている旧施行規則第二十二号様式による証票は、新施行規則第二十二号様式による証票とみなす。

附 則 (令和二年三月三一日国土交通省)

（施行期日）
令第五九号
抄
第一条 この省令は、令和三年九月三十日から施行する。
附 則（令和四年三月三一日国土交通省）抄
（施行期日）
令第三六号
抄
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和五年一月十九日から施行する。

第二条 第二条の規定

附則 (令和五年九月一日国土交通省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

第一条 この省令の施行前に道路運送車両法第三十五条第四項（法第七十三条第二項において準

附則（令和五年二月二八日国土交通省令第九八号）
この省令は、公布の日から施行する。

別表第二の三（第三十六条の三関係）		学歴	
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院若しくは大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（以下「大学等」という。）において機械に関する学科を修得して卒業した者	年	年	数年
大学等において機械に関する学科以外の工学等に関する学科を修得して卒業した者又は学校年教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において機械に関する学科を修得して卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）	年	年	数年
短期大学等において機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又は同法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において機械に関する学科を修得して卒業した者	年	年	数年
自動車の用分類番号	別表第二の四（第三十六条の十七関係）	年	年
2人での運送の用に供する自動車	1分途による区分	年	年
まで	まで	年	年

別表第二の五 (第三十六条の十七関係)		自動車の区分		自動車の区分	
		1 事業用自動車	2 自家用自動車(次号及び第4号に規定するものを除く。)	1 事業用自動車	2 自家用自動車(次号及び第4号に規定するものを除く。)
3 散水自用車、広告宣伝用自動車、靈柩自動車その他用途に供する自動車	3 散水自用車、広告宣伝用自動車、靈柩自動車その他用途に供する自動車	3 道路運送法施行規則第52条の規定により受けた許可に係る自家用自動車	3 道路運送法施行規則第52条の規定により受けた許可に係る自家用自動車	4 日本国籍を有しない者が所有する自家用自動車で、法令の規定により閏税又は消費税が免除されているもの。	4 日本国籍を有しない者が所有する自家用自動車で、法令の規定により閏税又は消費税が免除されているもの。
4 日本国籍を有しない者	4 日本国籍を有しない者	1 事業用自動車	2 自家用自動車(次号及び第4号に規定するものを除く。)	1 事業用自動車	2 自家用自動車(次号及び第4号に規定するものを除く。)
5 2条の規定により受けた許可に係る自家用自動車	5 2条の規定により受けた許可に係る自家用自動車	平仮名及びローマ字	平仮名及びローマ字	平仮名及びローマ字	平仮名及びローマ字
A B E E H K M T Y よ	A B E E H K M T Y よ	ゆりれ	ゆりれ	りれ	りれ
(1) に掲げる文字	(1) に掲げる文字	あいうえかきくけさすせそたちつてしなにぬねのはひふほまみむらるるを	あいうえかきくけさすせそたちつてしなにぬねのはひふほまみむらるるを	なにぬねのはひふほまみむらるるを	なにぬねのはひふほまみむらるるを
(2) 次に掲げる文字をその順序により組み合わせたもの	(2) 次に掲げる文字をその順序により組み合わせたもの	イ C L V	イ C L V	ア ロ	ア ロ

業事備整定特車動自通普				類種の業事		別表第四(第五十七条関係)
るの上0員乗の上ト量大ののンが総一動普 。にの人人が車又のんが積、以8重車通 限も以3定はも以5載最も上ト量両車自				種類	特定	
備整解分	類種の備整るすと象対	種類	特定	種類	特定	
置装動制	置装縦操	置装行走	置装達伝力動	機動原	類種の置装るすと象対	
上以ルトメ5		上以ルトメ5		口間	場作整車	
上以ルトメ21		上以ルトメ31		行奥	業備両面	
上以ルトメ方平7	上以ルトメ方平21			場業作備整品部	業場の規	
上以ルトメ5		上以ルトメ5		口間	場作点	
上以ルトメ21		上以ルトメ31		行奥	業検	
				間口	模屋の括弧内の規	
				奥行	模屋の括弧内の規	
		上以ルトメ53		口間	模屋の括弧内の規	
		上以ルトメ11		行奥	模屋の括弧内の規	

くのげ欄りの上 1 員乗のえんが積へ動普通 。をるに、にの人人が車又るを 2 載最 除も掲上限も以 1 定はも超ト量大車自	備整解分	備整置装御制子電	
行走	置装達伝力動	機動原	置装行運動自置装助補行運
上以ルトメ 5	上以ルトメ 5		上以ルトメ 5 . 3
上以ルトメ 9	上以ルトメ 0 1		上以ルトメ 5 . 2 1
上以ルトメ方平 7	上以ルトメ方平 2 1		上以ルトメ方平 7
上以ルトメ 5	上以ルトメ 5		上以ルトメ 5 . 3
上以ルトメ 9	上以ルトメ 0 1		上以ルトメ 5 . 2 1
		上以トメへ上ル 5 ル 5 以トメ	
		上以トメへ以トメ 1 ル 7 上ル 6	
	上以ルトメ 5 . 3		
	上以ルトメ 8		

動殊大 車型 自特	備整解分	備整置装御制子電	
機動原	置装行運動自置装助補行運	置装結連	置装衝緩置装動制置装縱操置装
上以ルトメ 5		上以ルトメ 5 . 3	
上以ルトメ 0 1		上以ルトメ 5 . 9	
上以ルトメ方平 2 1		上以ルトメ方平 7	
上以ルトメ 5		上以ルトメ 5 . 3	
上以ルトメ 0 1		上以ルトメ 5 . 9	
	上以トメへ上ル 3 ル 3 以トメ		
	上以トメへ以トメ 1 ル 7 上ル 3		

そき車用告車自はも供ののへ動普通 の動ゆ、自宣、散のす用運貨通 他車う盡動伝広動水又るに送物車自 備整解分	達伝力動	機動原	置装結連	置装衝緩置装動制置装縱操置装行 走置装達伝力動
メ 5 . 4	上以ルトメ 5 . 4	上以ルトメ 5 . 3		上以ルトメ 5
ルトメ 7	上以ルトメ 8	上以ルトメ 5 . 9		上以ルトメ 9
メ方平 6	上以ルトメ方平 0 1	上以ルトメ方平 7		上以ルトメ方平 7
メ 5 . 4	上以ルトメ 5 . 4	上以ルトメ 5 . 3		上以ルトメ 5
ルトメ 7	上以ルトメ 8	上以ルトメ 5 . 9		上以ルトメ 9
	上以ルトメ 3			
	上以ルトメ 6			

げ欄へ動普通 るに上通 も掲四車自 備整解分	備整置装御制子電	くをるに上限も供用 。も掲三りのす途種 除のげ欄、にるに
機動原	置装行運動自置装助補行運	置装結連
ルトメ 4		上以ルトメ 3
ルトメ 8		上以ルトメ 5 . 7
ルトメ方平 8		上以ルトメ方平 6
ルトメ 4		上以ルトメ 3
ルトメ 8		上以ルトメ 5 . 7
	上ル 5 ～上ル 5 2 以トメ . 以トメ	
	上以トメへ上ル 7 ル 3 以トメ	
ルトメ 3		
ルトメ 5 . 5		

業事備整定特車動自型小							動小四 車型輪 自の
置装御制子電 助補行運	置装結連	置装衝緩	置装動制	置装縱操	置装行走	置装達伝力動	備整解分 機動原
	上以ルトメ8'2				上以ルトメ4	上以ルトメ4	
	上以ルトメ5'6				上以ルトメ6	上以ルトメ8	
	上以ルトメ方平5				上以ルトメ方平5	上以ルトメ方平8	
	上以ルトメ8'2				上以ルトメ4	上以ルトメ4	
	上以ルトメ5'6				上以ルトメ6	上以ルトメ8	
2上ルメ5'2 以下メ							
メヘ上ルメ6 '3以下メ							
					上以ルトメ3		
					上以ルトメ5'5		

							動車の	三輪自	
							備整解分	備整	
置装結連	置装衝緩	置装動制	置装縦操	置装行走	置装達伝力動		機動原	置装行運動自	置装
ルトメ8'2				上以ルトメ4		上以ルトメ4			
ルトメ5'6				上以ルトメ6		上以ルトメ8			
ルトメ方平5				上以ルトメ方平5	上以ルトメ方平5				
ルトメ8'2				上以ルトメ4		上以ルトメ4			
ルトメ5'6				上以ルトメ6		上以ルトメ8			
							上ルメ5 以トメ 上以ト ル		
							上以ルトメ3		
							上以ルトメ5'5		

		動小二 車型輪 自の		
		備整解分	備整置裝御制子電	
置装結連	置装衝緩	置装動制	置装縱操	置装行走
				置装達伝力動機動原
				上以ルトメ3
				上以ルトメ5·3
				上以ルトメ方平4
				上以ルトメ3
				上以ルトメ5·3
				上ルトメ5·2 以トメ2·以トメ
				上以トメヘ上ルトメ ル3以トメ
				上以ルトメ2
				上以ルトメ5·2

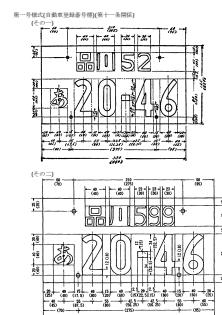
業事備整定特車動自軽							動軽車自
子電行運	置装結連	置装衝緩	置装動制	置装縱操	置装行走	置装達伝力動	機動原備整解分
	上以ルトメ5.2				上以ルトメ5.3		上以ルトメ5.3
	上以ルトメ7.4				上以ルトメ4.4		上以ルトメ5
	上以ルトメ方平5.4				上以ルトメ方平5.4	上以ルトメ方平5.6	
	上以ルトメ5.2				上以ルトメ5.3		上以ルトメ5.3
	上以ルトメ7.4				上以ルトメ4.4		上以ルトメ5
トメ							
5.5							
メ.							
						上以ルトメ5.2	
						上以ルトメ5.3	

機 機 業 作 等				作業機械	種類	置ると対象とする整備の種類	別表第五（第五十七条関係）	備考
キヤ ツジ ツジ	（ツブンエ クロ・チ ）	（ツブコア サレン・エ ）	（レ ス プ ）					
○	○	○	○	置装達伝力動				二以上の種類の特定整備を行ふ事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。
○	○	○	○	置装行走				
○	○	○	○	置装縦操				
○	○	○	○	置装動制				
○	○	○	○	結連衝緩				
○	○	○	○	置装結連				
	○	○	○	置装補行運	整装制御子			
				置装行運動自				

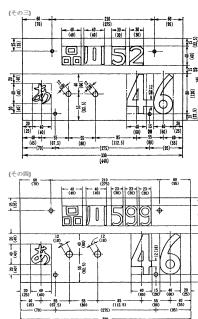
1	ヘジゲタスキバンキ	0	ヘジゲン		(ジグルイ	(ジゲスネツ	(トラグンイ	(タテコタンン	(
1	· ャ · ャ	1	· イト)	· ャダ)	· クシ)	· ミタ)	ス · · ジエ)	
○					○			○		○			○
○		○			○			○		○			○
○		○			○			○		○			○
○		○			○			○		○			○
○		○			○			○		○			○

の 5 1 号 あわ機る第号 あわ動をは
を号 4 、つな機関も1、つない機燃液化ガソリン
除に号 第ていのの5第ていのの5第ていのの5第
く。掲及6は事点を、号1は事点とする石油
げび号、業検4、業検するガソリン
る第、第場を内掲及第場を原ス又
も1第3に行燃げび6に行原ス又

備考　○印は、対象とする装置の種類の項に掲げる装置を対象とする特定整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。



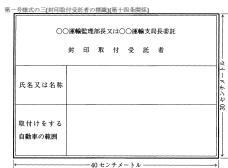
第一号様式（自動車登録番号標）（第十一條関係）



第一号様式の二（自動車登録番号標）（第十一條） 関係



第一号様式の三（封印取付受託者の標識）（第十四条関係）

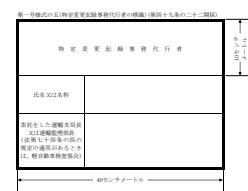


○○運輸社販売名又は○○運輸支店販売 封印 取扱 受取者	
氏名又は名称	
取付けをする 自動車の範囲	

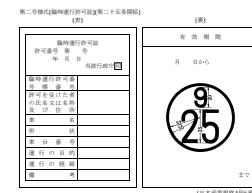
(6) ヒンチャーメートル

第一号様式の四（特定記録等事務代行者の標識） （第四十九条の八関係）

第一号様式の五（特定変更記録事務代行者の標）
（第四十九条の二十二関係）



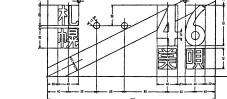
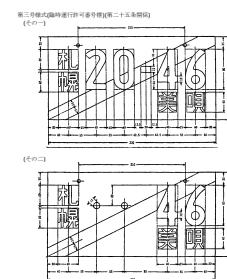
第二号様式（臨時運行許可証）（第二十五条関係）



(日本郵便規則A766号)

(1) 用紙表面には、「パック」「荷用袋」「トラック」「車」等の「工作機械」「ロード・マーチャンダイジング車両」の記載があること。
 (2) 施設の内側及び門内の数字は、赤色とすること。
 (3) 有效期間は、図中の通り表示すること。
 (4) 他の用語は、さくざーとしょとしてする。

第三号様式（臨時運行許可番号標）（第二十五条関係）



備考
 (1) 臨時運行許可番号標には、掲示の例により、運輸契約員、運輸文頭又は自動車所持者登録番号を表示する文字、印けた以下の数字、新規及び当該行の行番号を表示する文字を表示する。運輸契約員の登録番号は、運輸契約員の登録番号を表示する文字を表示する。運輸契約員の登録番号は、運輸契約員の登録番号を表示する文字を表示する。
 (2) 施設の内側及び門内の数字は、赤色とすること。
 (3) 有效期間は、図中の通り表示すること。
 (4) 他の用語は、さくざーとしょとしてする。

運送業者登録番号	運送業者登録番号	運送業者登録番号	運送業者登録番号
新規	新規	新規	新規
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100
101	102	103	104
105	106	107	108
109	110	111	112
113	114	115	116
117	118	119	120
121	122	123	124
125	126	127	128
129	130	131	132
133	134	135	136
137	138	139	140
141	142	143	144
145	146	147	148
149	150	151	152
153	154	155	156
157	158	159	160
161	162	163	164
165	166	167	168
169	170	171	172
173	174	175	176
177	178	179	180
181	182	183	184
185	186	187	188
189	190	191	192
193	194	195	196
197	198	199	200
201	202	203	204
205	206	207	208
209	210	211	212
213	214	215	216
217	218	219	220
221	222	223	224
225	226	227	228
229	230	231	232
233	234	235	236
237	238	239	240
241	242	243	244
245	246	247	248
249	250	251	252
253	254	255	256
257	258	259	260
261	262	263	264
265	266	267	268
269	270	271	272
273	274	275	276
277	278	279	280
281	282	283	284
285	286	287	288
289	290	291	292
293	294	295	296
297	298	299	300
301	302	303	304
305	306	307	308
309	310	311	312
313	314	315	316
317	318	319	320
321	322	323	324
325	326	327	328
329	330	331	332
333	334	335	336
337	338	339	340
341	342	343	344
345	346	347	348
349	350	351	352
353	354	355	356
357	358	359	360
361	362	363	364
365	366	367	368
369	370	371	372
373	374	375	376
377	378	379	380
381	382	383	384
385	386	387	388
389	390	391	392
393	394	395	396
397	398	399	400
401	402	403	404
405	406	407	408
409	410	411	412
413	414	415	416
417	418	419	420
421	422	423	424
425	426	427	428
429	430	431	432
433	434	435	436
437	438	439	440
441	442	443	444
445	446	447	448
449	450	451	452
453	454	455	456
457	458	459	460
461	462	463	464
465	466	467	468
469	470	471	472
473	474	475	476
477	478	479	480
481	482	483	484
485	486	487	488
489	490	491	492
493	494	495	496
497	498	499	500
501	502	503	504
505	506	507	508
509	510	511	512
513	514	515	516
517	518	519	520
521	522	523	524
525	526	527	528
529	530	531	532
533	534	535	536
537	538	539	540
541	542	543	544
545	546	547	548
549	550	551	552
553	554	555	556
557	558	559	560
561	562	563	564
565	566	567	568
569	570	571	572
573	574	575	576
577	578	579	580
581	582	583	584
585	586	587	588
589	590	591	592
593	594	595	596
597	598	599	600
601	602	603	604
605	606	607	608
609	610	611	612
613	614	615	616
617	618	619	620
621	622	623	624
625	626	627	628
629	630	631	632
633	634	635	636
637	638	639	640
641	642	643	644
645	646	647	648
649	650	651	652
653	654	655	656
657	658	659	660
661	662	663	664
665	666	667	668
669	670	671	672
673	674	675	676
677	678	679	680
681	682	683	684
685	686	687	688
689	690	691	692
693	694	695	696
697	698	699	700
701	702	703	704
705	706	707	708
709	710	711	712
713	714	715	716
717	718	719	720
721	722	723	724
725	726	727	728
729	730	731	732
733	734	735	736
737	738	739	740
741	742	743	744
745	746	747	748
749	750	751	752
753	754	755	756
757	758	759	760
761	762	763	764
765	766	767	768
769	770	771	772
773	774	775	776
777	778	779	780
781	782	783	784
785	786	787	788
789	790	791	792
793	794	795	796
797	798	799	800
801	802	803	804
805	806	807	808
809	810	811	812
813	814	815	816
817	818	819	820
821	822	823	824
825	826	827	828
829	830	831	832
833	834	835	836
837	838	839	840
841	842	843	844
845	846	847	848
849	850	851	852
853	854	855	856
857	858	859	860
861	862	863	864
865	866	867	868
869	870	871	872
873	874	875	876
877	878	879	880
881	882	883	884
885	886	887	888
889	890	891	892
893	894	895	896
897	898	899	900
901	902	903	904
905	906	907	908
909	910	911	912
913	914	915	916
917	918	919	920
921	922	923	924
925	926	927	928
929	930	931	932
933	934	935	936
937	938	939	940
941	942	943	944
945	946	947	948
949	950	951	952
953	954	955	956
957	958	959	960
961	962	963	964
965	966	967	968
969	970	971	972
973	974	975	976
977	978	979	980
981	982	983	984
985	986	987	988
989	990	991	992
993	994	995	996
997	998	999	1000

関係 第四号様式（回送運行許可証）（第二十六条の六） 第五号様式（回送運行許可番号標）（第二十六条の六関係）

- としないことがある。

(4) 駐輪場通行料金の徴収は、白地に黒字としてし、斜線は赤色とすること。

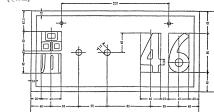
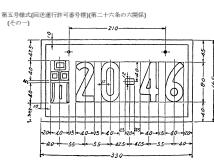
(5) 運転免許料、運転免許更新料、自動車登録料、自動車登録更新料を支払う文字が、文字の場合は、白地に黒字としてし、斜線は赤色とすること。但し、登録料の場合は、斜線は黒色とする。羅の場合は10×2リメートルとすること。

(6) 運輸検査料、運輸検査料又は自動車検査事務所料を支払う文字が漢文の場合は、当該文字の横幅を10×2リメートル、縦幅を10×2リメートルとすること。

(7) 「寸」の規格は、「ミリメートル」とする。

(8) 車両税代託証並びに車両税回収券に記載する車両税額に付ける臨時通行料可付券番号は、右記の付則によるものとする。

- 備考
(1) 有効期間は、図示の例に上り表示すること。
(2) 表面の内枠及び枠内の数字は、赤色とすること。
※ 赤色の枠は、内枠と枠内の数字を赤色とする。



第六号様式（自動車の車台番号等の打刻届出書） (第二十七条関係)

**第七号様式（輸入自動車等の打刻届出書）（第三
十一条関係）**

第七号様式の二（整備命令標章）（第三十四条関係）

第八号様式（検査対象外軽自動車臨時検査申請書）（第三十七条の二の二関係）

第百四十九回の新書の書名番号の訂正用表(第二十七回用)	
員 別 記	書名番号
	自動車の 運転免許式
国土交通省 案	
届出者の氏名又は名称 住所	
年 月 日	
本 名 姓 性 別 年 齢 地 籍 國 籍 通 用 形 式	
印 刷 機 器	
打 印 材 料	
打 印 機 器	
打 印 用 紙 明 細	
打 印 行 事 項 目 名 稱	
備 考	

日本産業規格A&G各卷

標準規格

- (1) 開始は、白地で、下すること。
- (2) 打削用墨には、打削の訂正を行う場合の訂正墨色をも記載すること。
- (3) 打削用墨には、使用するすべての打削文字を押すか、又は打削の範囲本部には打削と同一色の墨色をも記載すること。
- (4) 自動車の車台番号の打削墨出番にあつては「原廠墨の墨式」と及び「原廠墨」の字を、自動車の車架墨の墨式の打削墨出番にあつては「車台番号」と及び「車台」の字をそれぞれ記載すること。

七号様式(輸入自動車等の打刻届出書)(第三十一条関係)		
○	国土交通大臣 殿	輸入自動車等の打刻届出書
		届出者の氏名又は名称 住 所
年 月 日		
車 名 及 び 型 式		
車 台 の 型 式		
原 動 機 の 型 式		
打 刻 様 式 及 び 打 刻 字 体		車 台 番 号
打 刻 位 置		原 動 機 の 型 式
備 考		

長辺
注 打刻様式及び打刻字体欄には、東京秀昌又は原動機の型式の原本をはり付けること

(日本産業規格A列4番型)

備考
〔1〕整備命令書の地色は、赤色とし、「〔使用制限〕」を記載する欄は、白色とすること。
〔2〕「〔使用制限〕」の文字の色は、黒色とし、それ以外の文字の色は、黄色とすること。
〔3〕寸法の単位は、「ミリメートル」とする。

第九号様式（自動車検査証保管證明書）（第四十一条関係）
 第十号様式（臨時検査合格標章再交付申請書）（第四十一一条関係）

第十一号様式（臨時検査合格標章）（第四十五条関係）
 第十二号様式（車両番号標）（第四十五条関係）

第九号様式（自動車検査証保管證明書）（第四十条関係）

自 動 車 檢 查 証 保 管 證 明 書	
證明書番号 第 分	
氏名または名称	
送納した者	住所
返納した自動車検査証の自動車登録番号または車両番号	
返 納 年 月 日	年 月 日
備考	
以上證明する。	
年 月 日	

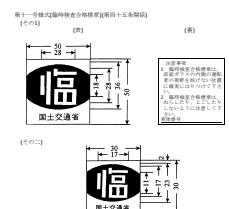
(日本標準規格A4(5面型))

第十号様式（臨時検査合格標章交付申請書）（第四十一条関係）

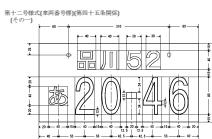
臨時検査合格標章 再交付申請書
年 月 日
車両登録番号
車両種別
車両番号
添付料金を受け取る人
連絡先

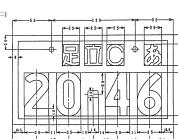
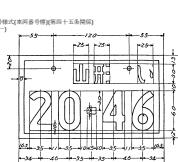
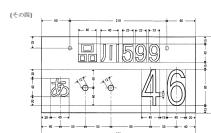
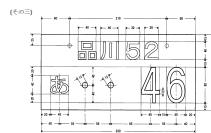
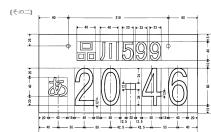
(日本標準規格A4(5面型))

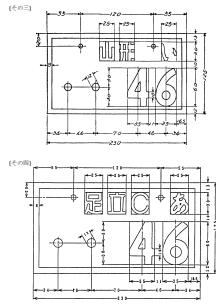
(1) 不要の文字を消去すること。
 (2) 不良自動車が運転者登録及び前面ガラスを被るかどうかの記入欄に記入すること。



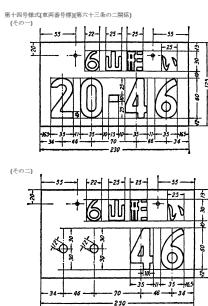
(1) 自動車の前面ガラスには書き込むものについては(1)の(1)、車両番号欄には(2)の(1)で記入すること。
 (2) 不良の場合は(2)で記入すること。







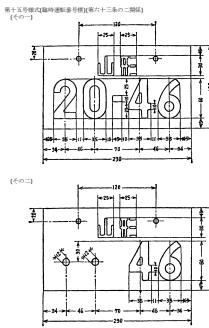
第十四号様式（車両番号標）（第六十三条の二関係）



(1) 例題10-1は、図形によって表示すること。この場合において、数が横軸であることを(1)式に、斜線によって示されるときの傾きを(2)式にすること。
 (2) 同上問題は、計算すること。
 (3) 例題10-2の問題は、事業用車両自走車については地代と自己資金による支拂いの割合を算出すること。
 (4) 同上問題は、運送業又は自動車輸送業者を示す文字が、三つの選択肢(D)(E)(F)に定まる場合の選択問題。
 (5) 同上問題は、運送業又は自動車輸送業者を示す文字が三つの場合(大文字)で異なるときの選択問題。即ち、当該の車両は224キロメートル、長さは194メートルとし、それ以外の文字の長い長さは224キロメートルとする。

(6) 同上問題は、「リマタント」と「ダブル」。

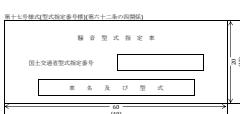
二 関係（第十五号様式）（臨時運転番号標）（第六十三条の



三關係 第十六号様式（型式認定番号標）（第六十二条）



備考
 (1) 型式認定番号標は、金属製とし、図示の例によること。
 (2) 寸法の基部は、「ミリメートル」とする。この場合において、かっこ内に示す寸法は、小型特殊自動車に表示する場合の寸法とする。



[40]

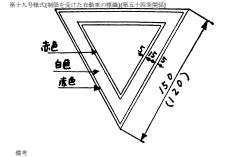
備考

- (1) 型式指定番号は、金具製とし、図面の間に上ること。
- (2) 寸法の基部は、「コリメタル」とする。この場合において、かいつこ内に示す寸法は、二輪自動車(側車付二輪自転車を含む。)に表示する場合の寸法とする。

第十八号様式
第十九号様式
五十四条関係)

削除（制限を受けた自動車の標識）（第

第六十二条関係) 第六十号様式(自動車特定整備事業者の標識)



(1) 形状は倒立正三角形とすること。
 (2) 寸法は、統一して「1ミリメートル」とすること。この場合において括弧内に示す寸法は、軽自動車及び小型自動車における寸法とすること。

第二十様式(自動車特定整備事業者の標識)(第六十二条同項)	
 ↑ ↓	關 東 運 輸 局 葉 証
	普通自動車特定整備事業者
普通自動車(乗用)	
普通自動車(中型)・電子制御装置 整備(自動運行装置を除くに限る) 普通自動車(小型)・分解整備(走行 装置、操縦装置)に限る	

備考

(1) 自動車定期整備事業者の標準は、回示の例により、自動車定期整備業者の登録、認証を行った地力運輸局長、自動車定期整備事業者の登録及び対象とする自動車の種類とそれを表示すること。この場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。

普通自動車(大型)

(普通自動車のうち普通乗用車並びに、いわゆる、最大積載量が5t以上のものは、通常車両は5人以上の者を乗せる場合に限る。)

普通自動車(中型)

(普通自動車のうち乗用車並びに、いわゆる、乗用車の積載量が11人以上のものであって、普通自動車(大型)又は普通自動車(中型)の登録を受けたものに該する。)

普通自動車(小型)

(普通自動車のうち貨物自動車の登録に供するもの又は散装自動車、広告用自動車等を除く自走式の他種輸送の用に供するものであって、普通自動車(大型)又は普通自動車(中型)の登録の対象とすべき場合に限る。)

普及自動車(乗用)

(普通自動車のうち普通自動車(大型)、普通自動車(中型)及び普通自動車(小型)以外のものを対象とする輸台上に限る。)

小型四輪自動車

小型二輪自動車
小型二輪自動車
軽自動車
大排気量原動機車

(2) 自動車整備事業の種類が二種類以上にわたるものにあっては、「普通自動車整備事業者」のように表示すること。この場合において、「普通」と「大型」の文字は、図示の寸法にかかわらず、規格25ミリメートルとする。
 (3) 取扱う車種の種類又は部品を規定して定める場合は、図面の例により、その旨を表示すること。
 (4) 車両の種類又は部品を規定して定める場合は、図面の例により、その旨を表示すること。
 (5) 仕方の寸法、「ミリメートル」とする。
 (6) 標識は、金属製又は合板製で作成すること。
 (7) 標識の色は、第二条第一項から第五項までの規定による分類標識の色及び電子機器取扱い装置を併設を行う事業者のものにあっては若葉色

第二十二号様式 第二十三号様式 (型式認定番号標) (第六十七条)
削除

軽二輪第一号様式（軽自動車届出書／軽自動車届出済証記入申請書）（第六十三条の十関係）

（第六十三条の十関係）
書）（第六十三條の十関係）

（第六十二回）
（輕自動車届出書）
（軽二輪第三号様式）
（第十関係）

第二十三項(内式型式認定書類別目録六十七種類目)	
原動機(自動車用原動機)	
国土交通省型式認定番号	<input type="text"/>
原動機の名称及び型式	

- (1) 型式認定番号は、金属製とし、図示の例によること。
- (2) 型式認定番号は、第一種原動機付自動車用原動機にあつては赤色、第二種原動機付自動車用原動機にあつては黒色もつて表示すること。
- (3) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。

運輸支局長
運輸監理官
平成年月日

(日本自動車規格A列5番)
注 (1) 席印の欄は、記入しないこと。
(2) 二輪の軽自動車(側面二輪自動車除く。)以外の軽自動車にあっては、乗
客定員及び乗車可能乗員の表示欄に「2人、6人」とし、

輕二輪第四号様式（軽自動車届出済証再交付申請書）（第六十三条の十関係）

軽二輪第五号様式（軽自動車届出済証返納証明書
申請書）（第六十三条の十関係）

（第六十
（氏名等補助シート）
軽二輪第六号様式
三条の十関係）

（記載事項等補助シート）（第六）
六十三条の十関係（軽二輪第七号様式）

（第六十
（輕自動車届出済証）（
軽二輪第八号様式）
三条の十一関係）

軽二輪第八号様式(軽自動車届出済記)(第六十三条の十一関係)				
番 号				
年 月 日				
運輸省理長又は運輸支局長				
軽自動車届出證				
車両番号		提出年月日 / 交付年月日	初度届出年月	用途 自家用・事業用の別
		年 月 日	年 月	
車名		乗車定員		最大積載量
				人
車台番号				
型式		原動機の型式		
所有者の氏名又は名称				
所 有 者 の 住 所				
使用者の氏名又は名称				
使 用 者 の 住 所				
使用の本拠の位置				
備考				

音 号

運輸監理部長又は運輸支局長

車 自 動 車 駐 出 漢 記	年 月 日
車 國 号	車 台 号
備 考	

新規入会式典開催通知書(様式第1)(西暦二三式の十一-四四)	
届出者名 年 月 日	
連絡先住所又は連絡文通先	
臨時運送券引換券	
臨時運送券引換券の発行を受けた者の氏名又は法人の名称	
車 両	
運 行 の 目 的	
返 游 期 限 年 月 日	
備 考	

軽二輪第十号様式(軽自動車届出済証返納証明書)(第六十三条の十一関係)

番号

軽自動車届出済証明書		車両番号	交付年月日	初度登録年月	車台番号
		年月日		年月	
車名			型式		原動機の型式
所有者の氏名又は名称					
所有者の住所					
使用者の氏名又は名称					
使用者の住所					
使用の本拠の位置					
用途	日用・事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量	
自走式	乗合	乗用	人	kg	
前掲登録又は定期出力			軽自動車登録認定番号		
登録			兵5	cm	高3
備考					

年 月 日

運輸監理部長又は運輸支局長

輕二輪第九号様式（臨時運転番号標貸与証）（第六十三条の十一関係）

輕二輪第十号様式（輕自動車届出済証返納證明書）（第六十三条の十一関係）

番号 軽自動車届出済証明書

車両番号	車台番号
車両番号	

年 月 日

運輸監理部長又は運輸支局長